

# 令和元年第4回定例会

( 第3日 )

令和元年12月11日

令和元年第4回平川市議会定例会議事日程(第3号) 令和元年12月11日(水)

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(16名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	葛西 勇人	7	福士 稔	13	桑田 公憲
2	山谷 洋朗	8	長内 秀樹	14	齋藤 剛
3	中畑 一二美	9	佐藤 保	15	工藤 竹雄
4	石田 隆芳	10	山田 忠利	16	齋藤 律子
5	工藤 貴弘	11	大澤 敏彦	—	—
6	工藤 秀一	12	原田 淳	—	—

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	尾上総合支所長	鈴木 浩
副市長	古川 洋文	経済部長	大湯 幸男
教育長	柴田 正人	建設部長	原田 茂
選挙管理委員会委員長	大川 武憲	碓ヶ関総合支所 兼碓ヶ関診療所事務長	山田 一敏
農業委員会会長	柴田 博明	教育委員会事務局長	對馬 謙二
代表監査委員	鳴海 和正	平川診療所事務長	今井 匡己
総務部長	齋藤 久世志	会計管理者	三上 庚也
企画財政部長	西谷 司	農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
市民生活部長	白戸 照夫	選挙管理委員会事務局長	佐藤 崇
健康福祉部長	三上 裕樹	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	小山内 功 治	主 事	一 戸 岬
総務議事係長	田 澤 亜 紀	—	—

午前10時02分 開議

○議長  
(福士 稔議員)

皆さん、おはようございます。  
会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

質問者並びに理事者の皆様をお願いいたします。マイクが埋め込み式となっておりますので、大きな声で明確に発言して下さるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、第6席から第9席までを予定しております。

なお、第6席、葛西勇人議員より、一般質問に関する資料について事前配付の申し出がありましたのでこれを許可し、議場内の議員、理事者に配付しております。

第6席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

葛西勇人議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

葛西勇人議員、質問席へ移動願います。

(葛西勇人議員、質問席へ移動)

○議長  
○1番  
(葛西勇人議員)

葛西勇人議員の一般質問を許可します。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきました、第6席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。それでは通告に従いまして、順次質問をしてまいりたいと思います。

なお、先ほど議長からお話がありましてとおり、議長の許可を得まして、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いましたが、両面3ページの資料を配付させていただきましたので御参照をいただければと思います。

それではまず、防災・災害対応についてお尋ねいたします。

質問に入る前に、ことし10月の台風19号により関東・甲信地方並びに東北地方などで記録的な大雨となり、12月5日時点で98名の方が亡

くなられ、3名が行方不明、71河川、140カ所で堤防が決壊、9万棟余りで住宅に被害が出るなど甚大な被害をもたらしました。

被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方、御家族様に心よりお悔やみを申し上げます。一日も早く復旧を果たされることをお祈りするとともに、被災された皆様が平穏な日々を取り戻せるよう心よりお祈り申し上げます。

それでは1番目として、ハザードマップの整備と防災教育についてお尋ねいたします。

今回の台風19号における災害においては、被災地の自治体が作成した洪水ハザードマップにおいて、浸水想定区域に指定されていない地域での浸水が一部あったものの、実際の浸水域と重なる地点が多数あることが判明しておりますが、それにもかかわらずそれが必ずしも住民の適切な避難行動につながらず、多くの方がお亡くなりになりました。

そのことを踏まえ、まず氾濫のおそれがある河川や浸水リスクの高い地域を平時から把握し、避難場所に関する情報を認識し、避難行動に必要な不可欠な情報を提供するツールであるハザードマップの精度向上、周知、徹底がとにもかくにも大事であると私は考えております。

そこで平成27年の水防法改正により、最大雨量が数十年から百年に一度のレベルから千年に一度のレベルの新基準に改められた、新たな浸水想定区域を示した岩木川水系平川、腰巻川洪水浸水想定区域図が、青森県よりことし10月に公表されたことを踏まえ、当市に關係する地域において従来のもとは比べ想定等がどのように変わり、その結果どのように浸水区域が変更となったのかお知らせ願います。

また、それにあわせた当市の洪水ハザードマップの更新予定日程をお知らせ願います。

なお、当市で発行しております地震、土砂災害、ため池などのハザードマップの更新予定もあれば、あわせてその日程をお知らせいただければと思います。

さらに今回の台風19号では、亡くなられた方の多くが65歳以上の高齢者が占めました。新聞報道等によると、80歳代で亡くなられた方の状況を見ますと、洪水により自宅が浸水したケースや、自宅が土砂崩れで倒壊したケースや、水没した車両から発見されたり冠水した車両から流されたなどのケースが目立ちました。

以上のことを踏まえ、今回の台風19号のような大規模災害において、平時からの備えや緊急時の避難行動が適切に行われるように、例えば毎年防災の日に、市民に対して避難対策等に関する情報提供や災害体験者による講演会を行うなど、市民に向けての防災教育、防災意識の向上をもっと積極的に力を入れていくべきだと考えますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

2番目として、避難行動と避難所運営についてお尋ねいたします。  
現在各自主防災組織などにおいては、自主的に地区防災訓練等が行われております。私は、緊急時に市との協力関係となるこの自主防災組織などにおいても、その地区内の災害時要配慮者、すなわち災害発生時に情報入手や避難行動において制約を受けやすい高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人や観光客などの避難行動支援体制や、対象となる避難施設や避難者の受け入れ体制、使用できる施設内の備蓄品や資機材等を、平時より意識できるよう市や関係者の支援をいただきながら、早急に自主防災組織個々にその地区の運営マニュアル等の作成が必要と考えますが、市の考えを伺いたいと思います。

また災害時の実際の避難所運営では、例えば先ほど申し上げました災害時要配慮者など、避難者に応じた間仕切り等による配置や、最近よく報道されますペット対策など、解決すべき多数の課題が短時間で出てきて決定をしていかなければならなくなると考えますが、本市避難所運営マニュアルでは、事前にどの程度まで定めているものか市の考えを伺いたいと思います。

さらに市民に対して、市民が安全かつ迅速な行動がとれるよう、市として平時より災害状況に合わせた避難指示の判断基準、避難場所や避難経路を示すなど、市の行動内容を周知させておくべきと考えますが、市の考えを伺いたいと思います。

なお、災害時要配慮者の対応について、自主防災組織や福祉避難所など、現場での避難支援体制及び避難所での受け入れ体制について、お知らせいただきたいと思います。

3番目として、情報伝達手段と運用方法についてお尋ねいたします。

本年10月の台風19号が物語るように、住民みずからが堤防の決壊や河川の氾濫から身を守るためには、平時からのハザードマップの確認を初め、河川の水位情報を住民みずからが意識し、迅速な避難行動につなげるのが重要であると考えます。

そこで、豪雨時に水位の上昇が見込まれる場合、タイムラインに従いながら、危険水位に達する前の段階で、途中経過などを含む河川の水位情報を住民に防災無線等で伝達する運用はとれないものかどうか、市の考えを伺いたいと思います。

また、配付いたしました資料1、2をごらんいただきたいのですが、当市の現在の防災情報の伝達手段は防災無線を基本に、緊急速報メールや登録制メールなどの防災情報メールや市のホームページ、SNSのツイッターなどで補完して配信する体制となっております。コミュニティー放送やケーブルテレビ、ワンセグ放送、IP告知放送については当市からは情報提供をしていないことを伺っております。

一番基本となっている防災無線は、一斉に短時間に音声で市内全域

に伝達できる反面、暴風雨時には屋内にいるため聞こえない。また、平時においても一部地域で反響して聞き取れないなどの問題があると考えております。

私は将来的には防災無線を廃止し、全世帯に携帯型の受信端末を配布するなどの新たなICT通信技術を用いた通信体制、例えばここにあります防災ラジオなどを全世帯に配布するコミュニティー放送や、スマホ連携したシステムなどについて検討を進めていくべきと考えますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

さらに仮に大規模災害時に、防災無線など従来の市からの伝達体制が機能しなくなった場合を想定し、臨時のラジオ局を設けたり、あるいは近隣のFM局と連携して、市民への情報伝達手段を確保していくといった体制も有効と考えておりますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

葛西勇人議員の防災に関する御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

県より公表された新たな浸水想定区域の概要について、まずお答えいたします。

近年の想定を上回る豪雨災害に伴い、平成27年には水防法の一部が改正され、本県においても水防法で定める洪水予報河川等について、順次現行の浸水想定区域の見直しが行われているところであります。

本年10月に、当市に関連する平川上流に係る新たな浸水想定区域が公表され、想定最大規模の洪水としたことで、従来と比較し浸水区域が拡充する結果となっているところでございます。

今回の見直しの概要や、今後のハザードマップの更新予定、また大規模災害に備えた市民への防災教育につきましては、後ほど総務部長より答弁をさせます。

次に、避難所運営に関する基本方針となる避難所運営マニュアルの概要について御説明いたします。

市では、地震、風水害等の大規模災害の発生時、地域住民が避難を余儀なくされる場合に備え、避難所に関する基本的な考え方を中心に、市と自主防災組織や関係機関との連携の中で行われる避難所運営組織のあり方や活動内容についてその指針を定めるため、平成28年度において避難所運営マニュアルを策定し公表をしております。

自主防災組織それぞれが作成する運営マニュアル等についての考え方や、現在の市運営マニュアルの概要、安全かつ迅速な避難行動に向けての市の対応につきましては、災害時の情報伝達手段とあわせて総務部長より、災害時の要配慮者への対応については健康福祉部長より答弁させます。

○議長

総務部長。

○総務部長

私からは新たな浸水想定区域の見直し概要、それからハザードマッ

(齋藤久世志)

プの更新予定、市民への防災教育、自主防災組織が作成する運営マニュアルについての考え方、市の避難所運営マニュアルの概要、それから安全かつ迅速な避難行動に向けての周知、災害時の情報伝達手段と運用方法の7点についてお答えいたします。

まず、1点目の新たな浸水想定区域の見直しの概要についてお答えいたします。

今回の見直しにおいて、想定する降雨量では従来の前提が河川整備において基本となる計画規模として、24時間当たりの雨量を210ミリメートル、確率評価で40年に1回以下の発生確率としていたのに対し、新たな想定では24時間当たり330ミリメートル、千年に一回以下の発生確率と最大規模の想定に拡大されております。また、地盤の高さや土地利用などの基礎データにおいて、高度化と最新化を図り、浸水の解析では従来の50メートルメッシュに対し、より細かい25メートルメッシュを採用するなど精度の高い計算が行われたとのことあります。

こういった想定の変更に伴い、平川と連結する腰巻川の2河川による浸水区域の合計面積では、従来の1,643ヘクタールに対し、新たな想定では3,661ヘクタールと2倍程度に拡充する結果が示されたところでもあります。また今回の見直しでは、このほか新たに浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域についても判定されてございます。

2点目のハザードマップの更新予定についてであります。

今回の県の見直しを踏まえ、現行の洪水ハザードマップにつきましては、平成28年度に公表済みの国直轄河川に係る浸水区域等と統合する形で、来年度更新する予定としております。市民への配布時期につきましては、台風時期までの完了を目指して進めてまいりたいと考えております。また、特に被害が顕著となるおそれがある地区につきましては説明会を行うなど、先ほどのタイムラインの周知とあわせて、周知に取り組んでまいりたいと思っております。

そのほか、当市では地震や土砂災害、ため池の決壊に関するハザードマップを作成しており、市民に配布し市ホームページに掲載するなど意識啓発を行っております。

これらの災害に係るハザードマップについては、被害想定に変動がない限り更新は予定しておりませんが、今後さまざまな媒体や市イベント等の機会を通じ、粘り強くハザードマップを活用した意識啓発に努めてまいります。

3点目の議員御提案の防災教育についてであります。

市民への防災教育につきましては、平時からの防災対策や緊急時の迅速な避難行動において大変重要な課題でございます。このため当市では、毎年防災教育の一環として、8月30日から9月5日までの防災週間を中心に、各地区での防災訓練とあわせて防災講演会を行ってい

るところでございます。

また避難行動や備え等、市民に平時から心がけていただきたい防災対策におきましては、昨年度県が作成しましたあおりおまもり手帳を本市においても活用させていただき、防災教育に取り組んでいるところであります。

先ほど申しあげました新たなハザードマップの周知を初め、平時から市民の意識啓発が図られるよう、今後とも国や県と連携しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

4点目として、自主防災組織それぞれが作成する運営マニュアル等についての考え方について、お答えいたします。

緊急避難時においては、市が主体となった避難所対応となる一方で、議員御指摘のとおり、地区自主防災組織と連携した運営体制が求められます。

現在、市では小・中学校や新体育館に対し広域的な緊急避難時に備え、発電機等の防災資機材を初め、毛布やマット、水や食料といった必要最低限の備蓄を進めており、今年度全施設に対し配備が完了予定となっております。

こういった備蓄体制も含め、受け入れ体制や学校施設全体のレイアウト、避難者の基本的な配置方法など、自主防災組織に協力していただく上で重要な項目につきましては、平時から共有しておく必要があるものと認識しております。

今年度備蓄の配備が完了となることから、今後は自主防災組織に対しまして、災害時に迅速に市と連携した行動がとれるよう、市避難所運営マニュアルに基づいた自主防災組織に向けた実務指針を定め、自主防災組織みずからによるマニュアル等の作成を後押ししてまいりたいと考えております。

5点目の避難所運営マニュアルで定めている事項についてお答えいたします。

本市運営マニュアルでは、施設の開設から避難者の受け入れ、居住区の構成、市災害対策本部との連携など、避難所開設時から避難所の閉鎖までの基本的な実施体制や、各活動班の役割を定めております。この活動班の活動内容において、議員御指摘の要配慮者など避難者に応じた間仕切り等による配置やペット対策など、状況に応じて判断または配慮していただく内容につきましても、指針として明記しているところでございます。

このマニュアルにつきましては、避難所運営上の基本的な指針であり、実際の災害時においては、さまざまな課題をクリアしながら柔軟に対応していくことが求められるものであります。このため、避難所での対応能力の向上を目的に、現在自主防災組織を主体とした避難所設置運営訓練を計画的に実施しているところでございます。



次に、6点目の緊急時の安全かつ迅速な避難行動に向けての災害状況に合わせた行動内容の周知についてお答えいたします。

市では、避難行動をとる際の基本的な心構えなど啓発につきましては、先ほど申し上げました県が公表するあおもりおまもり手帳を活用させていただいております。あわせて来年度に策定予定の新たな洪水ハザードマップにおきましても、災害状況に合わせた適切な避難行動が行われるよう安全な避難施設や避難経路を明示するなどして、市民への意識啓発を図ることとしております。

最後、7点目の災害時等の情報伝達手段と運用方法についてお答えします。

まず、河川増水時における防災無線を活用した途中経過での水位情報の伝達についてであります。豪雨時において河川の水位が一定基準に達した場合、県より関係市町村に対し水位情報が提供され、洪水予報がファクスで伝達される仕組みとなっています。その場合、市では今後の降雨量や警戒範囲等、総合的に判断しながら避難勧告等発令基準に基づき、現在の水位レベルに対応した避難情報の発令を検討することとしております。

危険水位に達する前における途中経過での水位状況の伝達についてであります。発令基準に達していない場合においても、関係機関からの情報で早い段階で今後の増水が見込まれる場合は、議員御指摘のとおり、注意喚起とあわせて途中経過での水位情報も伝達することは、迅速な避難行動につながる有効な手段であるものと考えております。

また、防災無線にかわる新たな伝達体制についてでございます。

防災無線は、市内全域に対し一斉配信できる利点がある反面、暴風雨時においては、屋内にいるため聞こえないなど災害時において不利な面があるのは事実でございます。

このような課題を補完できるよう、当市の防災情報の伝達体制においては、防災情報メールや緊急速報メール、SNSなどの複数の手段を用い情報の多重化を図っているところであります。あわせて緊急時においては、現在国の災害情報共有システム、通称Lアラートと呼ばれるシステムも活用しており、自治体からの避難勧告等の緊急情報を県の防災情報システムを介し、テレビやラジオ、インターネット事業者等を通じ住民へ伝達できる体制としております。

議員御提案の防災無線のかわりに各世帯に携帯端末を配布するなど、屋内でも情報が受信できる体制に特化していくことも一つの方策であると考えます。また、次の時代を見据えた新たな通信技術の活用も必要な視点であります。

一方で、初期費用やランニングコスト、維持管理の面において課題があるのも事実でございますので、今後はそのあり方について、引き

続き研究してまいりたいと考えます。

次に、大規模災害時における臨時ラジオ局の設置についてでございます。

大地震など大規模災害が発生した場合は、防災無線を初め、既存の伝達体制が機能しなくなるおそれもございます。その場合においては、ラジオ電波による情報発信といった方法も有効な手段であると捉えております。

このような想定から、現在県では、民間事業者と災害時における臨時災害放送局開設の支援等に関する協定を締結しているところであり、この協定により、全市町村では県を通じ、民間事業者に対して臨時災害放送局の開設を要請することができ、放送局開設の手續や技術、機材の提供等において支援を受けることができるものとされております。

大規模災害時には、このような県の災害協定等も活用しながら、市民への情報伝達体制の確保に向け、関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。

健康福祉部長。

私からは、災害時の要配慮者への対応についてお答えをいたします。

まず避難支援体制についてですが、市では災害時に自力で避難することが困難なひとり暮らしの高齢者や障がい者等で、登録を希望する方について避難行動要支援者名簿を作成し、いざというときに備えております。

現在登録者数は1,014名で、その名簿情報を避難支援等関係者、つまり自主防災組織や町会、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署や警察などへ事前に提供することにより、ふだんの見守りや災害時の避難支援や安否確認を行う体制を整えております。

次に、要配慮者の避難所での受け入れ体制についてお答えいたします。

要配慮者を受け入れする場合には、先ほど総務部長が御説明申し上げました平川市避難所運営マニュアルに基づき、各避難所において要配慮者名簿を作成し、それぞれの状況やニーズを把握いたします。

特別な配慮を要する避難者に対しましては、一般の居住エリアと区別した福祉避難室を設置することとしておりますが、通常の指定避難所での受け入れが困難と判断された場合には、状態に応じて病院や市と災害協定を締結している福祉避難所へ移送するなど、柔軟に対応してまいります。

葛西勇人議員。

私のほうも平川市のホームページから平川市地域防災計画風水害等災害対策編、平成30年3月改訂したばかりですけれども読ませてい

○議長  
○健康福祉部長  
(三上裕樹)

○議長  
○1番  
(葛西勇人議員)

いただきました。あわせて避難所マニュアルのほうも読ませていただきました。私はびっくりしました。非常にいいマニュアルができているということを私は実感いたしました。

ただ私が思ったのは、いいマニュアルができて実際にそれを避難行動につなげられるのか。市民がそれを認識しているのか。そういった点は、私は非常にこれから大事になってくると思いますし、理事者側の責任というわけではなくて、私自身も含めて市民にどう周知させていくか。徹底させていくか。それは私も一緒に考えていきたいというふうに思っております。

きのう工藤竹雄議員が、水害に関して対象河川の土砂を排除するなどハード面において、今国が補正予算等を使って個別補助をしてくれるということがあります。私もその補助については、積極的に活用して河川の泥などの排除は進めていくべきだと思っています。

一方私は、きょうは工藤竹雄議員とは別の視点でお話をしたいと思います。やはり堤防に関しては、氾濫を防止するものというふうに基本的には捉えますが、一方では避難者を逃がす経過時間であるというふうな捉え方もされております。そういう意味で、やはり避難者をどう安全な場所に逃がすか、そういったことを考えていかなければならないというふうに思っております。

それに関連してまず1番、先ほどハザードマップの見直しの話がありました。私が気にしてるのは日沼地区で、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されているというところでございます。

まず青森県から発表された資料を見て、日沼地区でその区域内にある世帯はどのくらいあるのか、あるいはないのか教えていただきたいと思っております。

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

葛西議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県が公表したマップについては居住地域が一部含まれているのは確かですが、正確に何戸が含まれている、どのエリアまで含まれているという個別の特定したものではないので、ここは何戸であるかということはこの場ではお答えできないということになります。

○議長  
○1番  
(葛西勇人議員)

葛西勇人議員。

まだ発表されたばかりなので、多分そういう状況だと思えました。ただ、私が一点お話ししておきたいのが今国の補助事業、市の発行している地域防災計画の中でも書いてありますけども、防災集団移転促進事業というものがあります。それが恐らく、今国が検討しているところだと10世帯以上となっているのを、今度5世帯以上に緩和する予定になっているという報道がありました。もしそれであれば、その活用を積極的に進めていく、もちろん市民の方々との合意も必要です

が進めていただきたいと思います。

あともう一つ、洪水ハザードマップ、これは私本当に必要なものだ  
と思っております。台風時期という時期でございましたが具体的に何  
月ごろなのか教えていただければと思います。

○議長

済みません。理事者側も発言者側も、もう少し大きな声で発言をお  
願いたします。

総務部長。

○総務部長

葛西議員の御質問にお答えします。

(齋藤久世志)

議員は防災集団移転促進事業のことをお話しされていると思うの  
ですが、この事業につきましては市町村が事業計画を策定し、国土交  
通大臣に認められなければならないというふうな要件がございます。  
その詳しい要件等をまだ周知されておりませんので、その辺は調べた  
上で進めることになると思うのでありますが、何せ集団移転となれ  
ば、やっぱりその住んでらっしゃる方の感情とか、実際可能なのか  
どうかというふうな問題点もございますので、ちょっと事業内容を理  
解をしなければ進めないというふうに思っていましたので、今後そうい  
うふうにして対応していきたいと思います。

○議長

葛西勇人議員。

○1番

それでは2番目について、関連質問させていただきます。

(葛西勇人議員)

避難行動と避難所運営について、なぜ今回質問させてもらったか  
という、やはり先ほど言ったように、運営マニュアルは非常にいい。  
私はそれはかなり評価しています。ただそれを周知させるためには、  
やはり住民視点でどのようにして周知させていくかというのが大事  
だと思います。

例えば、今大阪等での自主防災組織。自治会が中心となって、具体  
的に災害が起こったときにどのように活動するのか、すなわち災害弱  
者をまずどう避難させるのか。避難させるために、どれだけの若手を  
集めなければならないのか。そういったことも話し合われ、より具体  
的に策定をしていってると伺っております。

例えばこれは新聞報道にありますけども、兵庫県丹波篠山市の自治  
会では、高齢者や障がい者の避難について個別計画を作成している。  
例えば車椅子で生活するひとり暮らしの70代女性を、災害時にどう避  
難させるか。災害時に玄関から出すのは難しいので、数人が車椅子ご  
と持ち上げて掃き出し窓から外に出す訓練を実施している。

例えば岡山県では、災害時に近所の人が高齢者の自宅に駆けつける  
仕組みを設けている。

そういった、より具体的な計画をつくっております。

私は先ほど言いましたように、自主防災組織の運営マニュアル、こ  
れはただ単につくればいいというものではなくて、自治体、その住民  
がみんなで話し合って決めていくものだと思っておりますので、その

推進をぜひとも市のほうで進めていただきたいというふうに思っております。

あともう一点ありますが、先ほど話がありましたけども、避難所における課題というのは、災害が起きればどどん人が避難してくるわけです。そうしたときに役割分担だとか、あと先ほど話がありましたけども、どこに避難者を仕分けして配置するのか。そういったレイアウトは事前に決めておくべきだというふうに思っています。避難所マニュアルのほうは、それぞれの要介護者のニーズとか書いてありましたけど、その配置は具体的に小学校中学校の見取り図を使ってもう既につくっておくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員からさまざまな御提案がございました。

(齋藤久世志)

実は今年度も、猿賀小学校を中心に避難所設置運営訓練を実施したわけなんですけども、避難所運営のやっとの立ち上げから今お話しされたレイアウト、それから要配慮者への場所とかの対応を集まった皆さんで検討しながらやっております。

まさに避難所の立ち上げを、市民みずからが主体的にやるというふうな、教育ではありませんけどもそういった実地訓練をやっておりまして、ちょうど平成29年から小和森小学校、それから平成30年は県の防災訓練がありましたので平賀体育館、今回は猿賀小学校でやってまして、来年度は碓ヶ関地域で同じような避難所運営実施訓練をやる予定としておりましたので、よろしく願いいたします。

○議長

葛西勇人議員。

○1番

(葛西勇人議員)

一つだけ教えてほしいんですけども、今平川市の自主防災組織において一番進んでいる町会というのは、どこか教えていただけますでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

どこが進んでいるかというのは、私は町会の実態まで把握してございませんので、いろいろ町会の中でも、夏祭りとかあわせて消火訓練をやったり避難訓練をやったりしておりますし、どこが進んでいるかとか、どこが一番先進的な取り組みをしているかということは把握してございませんのでよろしく願いいたします。

○議長

葛西勇人議員。

○1番

(葛西勇人議員)

あと防災無線についてお伺いしたいんですけども、まちづくり懇談会見てますと、防災無線が聞き取りにくいというような声があります。以前の会議録を見ますと、そういった場合があるので個別に、要は対応していきますというふうな回答があったかと思います。

今まで何件確認してどのくらいの修理、修復をしたのか教えていただければと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長  
(齋藤久世志)

今までの修繕履歴については把握していませんが、市民からそういったお話があった際に現場に職員が出向いて、どういうふうな形で聞こえないのか、どういうふうにして反響しているのかを捉えた上で、保守業者に連絡してその都度ずっと対応してきた経緯がございますので、今後においてもそういった苦情があれば、まずは町会長と話して、実際どうなのかということを確認させていただいた上で調整しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長  
○1番  
(葛西勇人議員)

葛西勇人議員。

とにかく防災無線、この私がつくった資料のとおり限界があるということ認識はしていると思いますけど、その上で補助のツールを活用していくということが大事かなと思っております。

また先ほど回答もありましたけども、新しい伝達手段がこれからICTの進化とともに出てまいると思いますので、その情報収集のほうは引き続きとっていただければというふうに思います。

あと防災無線に関してですけども、ある市民より「朝早くから鳴って非常に迷惑だ。」というような声が聞かれました。今ホームページ見ますと、大体6時から19時の間に放送するというふうなことになっておりますけども、例えば7時からにするとかそういったことなどを検討する余地はありますでしょうか。

○議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

議員御指摘のとおりそういうような苦情があるのは確かではありますけども、町会放送には市の防災行政無線を利用する形態と町会単独のものと2種類がございます。市の防災行政無線を利用する場合は、先ほど議員からお話があったとおり要綱で放送時間を午前6時から午後7時までということで規制をしております。

一方で町会単独の放送については、放送時間を初め運用方針は町会で定めていることから、市では規制できないのが実情でございます。

このことから、放送時間を初め町会放送の運用方法について苦情があった場合は、町会に情報提供の上、市の要綱や町会による運用方針に基づいてその町会に判断していただくこととしておりますので、何か御理解いただきたいと思います。

○議長  
○1番  
(葛西勇人議員)

葛西勇人議員。

防災無線の話にまた戻りますけども、先にお伺いしたところ登録制メールの件数が、まだ500件くらいだというふうな話を聞きました。ツイッターのフォロワー数は、済みません、私も把握していませんが、できればやっぱりこういったメール等の登録もふやしていくように、ぜひとも努力していただければというふうに思います。

それでは1. 防災・災害対応については終わりたいと思います。

それでは次に、たばこ対策についてお尋ねいたします。

ある市民の方よりこのような要望をいただきました。お盆に娘が帰

省した際に、久しぶりに平川あどの祭りに笛の演奏で参加したが、娘が言うには「観客やその周辺及び参加団体などにおいて、無秩序に喫煙している方が多いのにびっくりした。東京では喫煙場所などの制限などから喫煙者が少なくなり、また分煙が徹底されている。今後、平川市がねふた祭りを盛り上げて、メジャーにしていきたいのであれば、まずは喫煙しない人のことを第一に考えて受動喫煙対策、すなわち分煙の周知・徹底を図っていくべきではないか。また同時に、ねふた実施要項などに、喫煙規制内容を掲載すべきではないか。」とのことでした。

実は私も地元に戻ってきて、まず一番びっくりしたことが、喫煙者の余りの多さでした。

そのことを踏まえまして、まず1番目として禁煙支援の推進についてお尋ねいたします。

当市で平成25年3月に策定しております第2次健康ひらかわ21、平川市健康増進計画において、配付いたしました資料3のとおり、当市の成人喫煙率の減少、すなわち喫煙率12%を目標に掲げて、1. たばこリスクに関する教育・啓発の推進、2. 禁煙支援の推進、3. 受動喫煙防止の推進の三つの対策を進めてまいりましたが、ことし平成31年3月の中間報告書によると、平成30年度の喫煙率は17.7%と目標達成に至っておらず18%前後から変化がない状況でございます。

この計画は令和4年が最終年となりますが、残り約3年間で目標達成するに当たり、ギャップの5.7ポイント改善に向けて抜本的な対策が必要であると考えますが、具体的にどのような施策を考えているか市の考えを伺いたいと思います。

また、配付いたしました資料4 平川市の年齢別喫煙率を見ますと、働き盛りである40～50歳代の喫煙率が高い傾向にございます。当市の掲げる健康寿命ナンバーワン実現のためには、今後20～30歳代も含めた成人喫煙率の減少対策が急務と考えます。

そこで、たばこ対策の先進自治体であります東京都の平成31年度禁煙希望者支援における取り組みの概要を見たところ、都内7区2市において禁煙医療費補助事業を実施しておりました。条件面については多少相違がございますが、基本的には禁煙治療にかかる医療費自己負担分の2分の1を補助する。ただし上限は1万円までというものでございました。

そこで私からの提案となりますが、当市の特定健診結果のデータを伺うと、平成30年度において特定検診受診者のうち喫煙者の合計は549人ということでした。仮にこの全員に対して、現在約2万円程度自己負担のある禁煙外来の半額1万円の補助を実施した場合、600万円弱の市の負担が発生いたしますが、禁煙支援のさらなる推進を図るためには、新たに禁煙医療費補助事業を実施してはいかがでしょうかと考えます

が市の考えを伺いたいと思います。

2 番目として、受動喫煙防止対策についてお尋ねいたします。

受動喫煙について過去の会議録を検索いたしますと、齋藤律子議員が平成20年度から一般質問をされており、最近では平成30年度にも質問をされ、受動喫煙防止を訴え続けてこられました。

一方、ことし平成31年第1回定例会において、福士 稔議員、現議長は受動喫煙対策として、喫煙者のために喫煙場所の設置も必要であるとの質問もございました。

配付いたしました資料5受動喫煙の影響等を見ますと、喫煙は肺がんを初めとする種々のがんのリスク因子となり、受動喫煙は肺がんや脳血管疾患等に加え、乳幼児のぜんそくや乳幼児突然死症候群の原因となるなど、受動喫煙を受けなければ、約1万5,000人がこれらの疾患で死亡せずに済んだと推計されております。

以上のことから、私は当市として受動喫煙対策、すなわち分煙対策をしっかりとしていかなければならないと考える次第です。

そこで、配付いたしました資料6をごらんいただきたいと思いますが、ことし11月の新聞報道によると、青森県では独自に受動喫煙防止の取り組みを強化する条例を制定する方針を決めたとのこととございました。県が示した骨子案は、改正健康増進法より踏み込んだ内容となっており、その中の一つには、学校や病院、行政機関など公的機関、すなわち第一種施設は改正健康増進法で許されている敷地内における喫煙場所設置は不可と措置されているとのこととございました。この条例は罰則規定は設けず、努力義務とするとのことではありますが、来年度の制定が予定されております。また、将来的には罰則規定も適用されていくものと考えられます。

条例の公布が予定されている中で、ことしの一般会計補正予算（第1号）において12月28日までの工期となっております当市の公共施設8カ所、本庁舎、尾上庁舎、碓ヶ関庁舎、文化センター、ひらかドーム、平賀体育館、B & G尾上体育館、新体育館であるひらかわドリームアリーナに建設が進められている喫煙場所を、今後取り壊すことを考えているのか、その取り扱いについて市の考えを伺いたいと思います。

また、観客が多く集まる平川ねぶたまつり等において、参加団体及び観客の無秩序な喫煙が多く見られることは、これから全国区として大々的にPRしていくイベントとしてはマナーが悪いと考えます。また、先ほども述べたとおり、喫煙者の周囲でたばこを吸わない方々が間接的にたばこの煙を吸い込むことで、その方々の健康に悪影響を及ぼしている。特に子供や赤ちゃん、妊婦などには影響が大きいと考えます。

現在、観客席での分煙の徹底や参加団体への禁煙方法の指示や喫煙



○議長  
○市長  
(長尾忠行)

の注意喚起などを実施しているのか。また、平川ねぶたまつり以外でも観客の多く集まる当市のイベントや、猿賀公園や志賀坊森林公園などの当市観光地などでどのような対策をしているのか。また、今後受動喫煙について具体的にどのような施策を考えているのか、市の考えを伺いたいと思います。

市長。

葛西議員御質問のたばこ対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、禁煙のための施策についてお答えをいたします。

市の禁煙施策としては、たばこを吸うことによる健康へのリスク、また副流煙がもたらす周囲の人たちへのリスクについて、健診や町会のイベントなどの人が集まる場所、乳幼児健診のような子供を持つ親が集まる場所などで説明を行い、広く普及啓発を図っているところがあります。

また、たばこをやめたいがやめられないといった方については、現在では禁煙外来など医学的方法により、禁煙を達成する方法が確立されておりますので、相談などがあった場合には医療機関での受診を勧めているところです。

当市の喫煙率は、平成30年度において17.7%であり、平川市健康増進計画健康ひらかわ21における成人喫煙率の目標である12%の達成には、議員御指摘のように至っていないのが現状です。喫煙者の意識を変えるためには持続した働きかけが必要と考えておりますので、今後も継続して実施していく予定であります。

なお、議員御提案の禁煙外来に対する補助についてであります。禁煙を検討している方にとっては、禁煙を決断するきっかけの一つとして非常に有効な手段と考えます。令和2年4月からは一般の飲食店等でも屋内禁煙が義務づけられることもあり、市民の禁煙の機運も高まることが予想されますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、現在建設中の喫煙所についての御質問にお答えをいたします。

本庁舎を初めとした市内の公共施設8カ所への喫煙所建設については、平成31年第1回定例会の一般質問において、受動喫煙防止対策としての喫煙所設置について御提案をいただき、私もその御意見に賛同し事業を実施しているものであります。

議員も御指摘のとおり、多くの人が集う場所においては分煙することで受動喫煙防止が図られるものと考えますので、県の骨子案とは異なる方法にはなりますが、受動喫煙防止を徹底するという法則の趣旨にのっとり、多くの方が利用する公共施設への喫煙所は、継続して設置する考えであります。

- 議長
- 経済部長  
(大湯幸男)

イベント等での対策については、経済部長より答弁をいたさせます。

経済部長。

私からはイベントなどでの対策についてお答えをいたします。

まず8月2日、3日開催の平川ねぷたまつりについて、実行委員会の事務局である市商工会に確認したところ、現在特に対策はしていないということでした。有料観覧席を設置運営している市観光協会では、観覧席内は全て禁煙ということで利用者に伝えております。

8月14日に開催している平川あどの祭りでは、中央公園内に喫煙コーナーを設置し、チラシやアナウンスにて喫煙場所を周知しているほか、参加団体には所定の場所で喫煙いただくようお願いしております。

今後の対策についてですが、歩道を含めた受動喫煙防止へ向け平川ねぷたまつり、平川あどの祭りともに人混みを避けた喫煙場所の設置とチラシへの掲載等により、観客への周知について、実行委員会と協議してまいります。また、祭りの参加団体につきましても、代表者会議などで喫煙場所以外での喫煙について周知・徹底を図り、受動喫煙防止に努めてまいります。

その他の当市のイベントにつきましても、現在は基本的に会場や施設などの分煙・禁煙ルールに従っています。

今後は法律の趣旨にのっとり、周囲の状況に配慮し人混みが発生するような場面がある場合には、受動喫煙を避けるよう分煙対策や注意喚起に努めていきます。また、市主催以外のイベントにつきましても啓発してまいります。さらには、猿賀公園など観光地につきましても、利用する喫煙者の皆さんにマナーを守っていただけるように啓発に努めてまいります。

- 議長
- 1番  
(葛西勇人議員)

葛西勇人議員。

市長は、公約として健康長寿ナンバーワンを掲げて、また平川市いきいき健康長寿のまちづくり条例もつくってるので、ぜひとも市のほうも県と同じく前向きに、平川市健康づくり推進協議会などで、先ほど言った禁煙医療の補助事業などを提起いただければと思います。

私は、できればあわせてひらかわ健康ポイント事業というのがあると思いますが、禁煙を達成すれば3ポイント付与させる。例えば3ポイントだと、共通入浴券5,000円相当がもらえるチャンスがあるということですので、そういったものもあわせてぜひとも推進策を打っていただきたいというふうに思います。

あと8カ所の喫煙の場所は、今つくったばかりですぐ壊すというのもそれはもったいない話なので、それは今後検討していただければというふうに思いますが、ちょっと私から一つ提案があるんですけど、今経済部長より祭り等があったときに喫煙場所を設置するという

話でありましたが、私としてはそうではなくて半永久的に公衆喫煙所を設置してはいかがかというふうに思います。

恐らくこれから先ほど言った第一種施設では、施設内も恐らく設置はできなくなると思いますので、そういった公衆喫煙所の設置というものを検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長  
○経済部長  
(大湯幸男)

経済部長。

葛西議員御提案の公共喫煙所ということでございます。

なかなか経費等の問題もありますので、一応提案ということで伺っておきたいというふうに思います。

○議長  
○1番  
(葛西勇人議員)

葛西勇人議員。

それではぜひとも、受動喫煙対策も引き続き検討していただければと思いますし、私のほうも随時一般質問で経過等を質問させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、当市でねふた祭りや子育て、教育環境整備などが評価されて、平成30年度は当市へ転入された方は124人と、転出された方を61人上回ったと伺っております。近隣市町村は転出者が大幅に上回っている現状を考えると、私はすごい成果だというふうに考えております。

今後当市が魅力的な住みやすい市になっていく、またねふた祭りや観光地などをメジャー化していく上で、今回の防災・災害対策やたばこ対策は、地道ではありますが一步一步改善を積み重ねていかなければならない大事な基盤整備であると私は考えております。まだ途中経過ではありますが、これからお互いに引き続き検討をしながら、よりよい平川市をつくっていきたいと決意を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長

1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

石田隆芳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

石田隆芳議員、質問席へ移動願います。

(石田隆芳議員、質問席へ移動)

○議長  
○4番  
(石田隆芳議員)

石田隆芳議員の一般質問を許可します。

皆さん、改めましておはようございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

4番、7席、新生会、猿賀の石田隆芳でございます。

平川市の婚活支援事業についてでありますけれども、まず初めに平川市の婚活に関する進捗状況についてであります。今や人口減少問題は全国共通の課題であり、先般の東奥日報に2019年に生まれた赤ちゃんの数が1889年の厚生労働省統計開始から初めて90万人割れし、過去最少となることが確実になったとの記事が掲載されておりました。

ここ平川市でも、平成17年の合併前には3万5,336名いた人口が、ことし11月末の時点では人口は3万1,124名となっており、4,000名以上の減でますます人口減少と高齢化が進んでいくと考えられます。

その一つの要因は、若者の未婚化や晩婚化という問題が挙げられます。50歳までに一度も結婚したことの割合を示す生涯未婚率について、政府がことし表現を変更し50歳時未婚率に統一しました。50歳以降は結婚できないのかといった意見を受け、生涯という言葉は正確性を欠くと判断され、未婚化、晩婚化といったライフスタイルや結婚観の多様化に用語を合わせたそうです。ただ、用語が定着しているため当面は併記する場合もあるとなっております。

50歳までに一度も結婚したことの割合で、配偶者と離婚や死別をした場合を含まない調査の生涯未婚率は、1985年には男女とも5%未満でありましたけれども、2000年には男性が10%を突破、2010年には男性が20%、女性が10%を超え急増し、2015年には男性23.4%、女性は14.1%とさらに上昇し、2040年時点では男性は29.5%、女性は18.7%になるとされ、ますます少子化が進んでいくことが懸念されるところであります。

昭和の時代には、30代にでもなれば世話好きな人がお見合いを勧めてきたり、上司からお見合いの話をすることもありましたが、時代の変化とともにそうした習慣が次第になくなり、上司が部下にいい人がいて紹介してあげたいと思っても、それが今は逆にセクハラやパワハラなどと言われてしまう可能性もあります。

そしてまた、家と会社の往復ばかりでチャンスがないとか、職場も男性が少ないとか女性が少ないとかの理由で、結婚の願望があっても出会いの場がなく、あったとしてもその場に出ていくのは勇気が要り、その一歩を踏み出せない人が多いのが現実であります。また、婚活でカップルが成立しても、経済的な理由で結婚に踏み出せない若者が多くいるのも、生涯未婚率が年々増加傾向にある要因として挙げられます。

あるデータによれば、結婚の意思のある未婚者を対象に、1年以内で結婚するとしたら何が障がいになるか調べたところ、結婚資金と答えた人が多く、男性で43.3%、女性で41.9%。次に、結婚のための住居と答えた人が男性で21.2%、女性で15.3%とされております。

平川市でも、人口減少への対応は待ったなしと考えるのならば、独身男女がカップルになる出会いの場を本気で提供し、結婚・出産へと

つなげ、若い人たちの未婚率の高さを下げる努力を惜しんではならないのです。それを本気で後押ししてやるのが行政ではないでしょうか。

そこでお聞きしますが、今現在平川市で取り組んでいる婚活支援に関する事業の内容とその実施による成婚実績、そして市全体での生涯未婚率についてお知らせください。

また、市内各種団体や企業による婚活への取り組み状況について把握しておりましたらお知らせ願います。あわせて、未婚者への支援や結婚の仕組みづくりで今後、検討しているものがあればお知らせください。

次に、シニア世代の婚活推進についてでありますけれども、一般的にシニア世代というのは50代からと言われておりますが、日本は世界屈指の長寿国であり、平均寿命も年々延びております。

例えば、平成28年における男性の平均寿命は80.98歳であり、女性の平均寿命は87.14歳であり、平均余命は60歳の場合、男性の平均余命は23.67年、女性の平均余命は28.91年となっております。このデータでもわかるとおり、6歳を超えてからも二十数年の人生が残されていることがわかります。

シニア世代では、配偶者がいる人は結婚のありがたみについて改めて考える機会が少ないかもしれません。しかし、配偶者に先立たれた人、また離婚経験のある人は寂しい思いをすることも有的时候ではないでしょうか。また結婚経験のない人は、これからも配偶者なしで生きていくのも味気ないものになるのではないのでしょうか。

世間で婚活といえ、大体40歳までという条件をつけられているのがほとんどであります。どこの自治体でも結婚事業は行っておりますが、私が先ほども述べた質問でも、その目的が少子化対策として位置づけられているため、支援の対象は若者が中心となっております。もちろん、少子化対策は重要な課題ではありますけれども、シニア世代にとっても婚活は重要なことでもあります。

例えば、高齢者の社会的問題になっているのは誰にも知られずという孤独で亡くなるということで、大変悲しいことです。そして、自殺率の多いのも60代が多いとのこと。きょうの東奥日報にも、中高年のひきこもりが多いという記事が載っておりました。このようなことをなくすためにも、同じ年代の人と出会うことができたすれば、ひとりぼっちで時間を余すことも何もすることがないということもありません。

人間幾つになっても夢を持つことが大切です。よく、人に見られる職業の人は若いと言われますが、シニア世代の人でも誰かに会うためにおしゃれをしたりしていけば自然と若々しくなってくるのではないのでしょうか。

1カ月くらい前に「新婚さんいらっしゃい」で放映された新郎は72歳、新婦は92歳ということでした。新婦は若いころ、上皇后美智子様とテニスもしたことがあるとかで、随分年よりは若く見えて生き生きとしておりました。また、同じ時期にテレビで終活×婚活バスツアーの「おひとりさまの終活バスツアー」と銘打ってお寺が主催で実施したところ、メディアの取材も入り大変盛況なようでありました。

今や100歳時代といわれる時代、六十、七十代はまだまだ気持ちも体も若い人が多く、その中で結婚相手を見つけ穏やかなそして幸せな人生を送りたいと思う人は幾人もいるのではないのでしょうか。

そこでお聞きいたします。最近では若い世代だけではなく、50代以上のシニア世代を対象とした婚活イベントの開催や、出会いの場を求め声が多く聞こえるようになりましたが、平川市としてシニア世代の婚活支援や出会いの場の提供について、どのように考えておられますか。お知らせください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

石田議員御質問の婚活に関する御質問2点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

議員御指摘の婚活支援につきましては、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略にて、今後の人口減少対策として出生率の向上を図ることが喫緊の課題とされました。そのため、結婚適齢期の未婚者数増加への対応として、男女の出会いの場を創出することを目的として実施してまいりました。

これまで、当市独自の婚活支援事業といたしましては、結婚につながる出会いや交流の場を創出しマッチングを図るために、その世話役としてのハグメグ支縁員を設置するなどのひらかわハグメグ応援事業を実施しております。

また、市内の団体などが開催する婚活関連イベントの費用助成を行うひらかわ婚活事業補助金があります。この補助金を活用して、平川市商工会が事務局となっている平川市婚活実行委員会によるカップリングパーティーなどを実施してきたところであります。

また、弘前圏域定住自立圏における連携施策として、弘前市のヒロロ内に設置されたひろさき広域出愛サポートセンターの運営、またひろさき広域婚活支援事業実行委員会により、圏域の独身男女に多様な出会いの場を提供する婚活イベントなどを開催しております。

なお、各種の婚活支援事業の実績につきましては、後ほど企画財政部長より答弁をさせます。

続いて、当市の50歳時未婚率の状況についてお答えをいたします。

数値につきましては、少子化対策が社会問題としてクローズアップされた30年前の1985年国勢調査と、直近の2015年国勢調査の結果をもとに比較しました。

まず、男性についてですが1985年の1.4%から2015年には24.7%と約23ポイントも上昇しております。また、女性では1985年の1.6%から2015年の11.5%と約10ポイント上昇しており、この30年間に於いて加速的に未婚化、晩婚化が進んでいる状況となっております。

次に、市内の各種団体や企業による婚活への取り組み状況であります。先ほども申し上げましたひらかわ婚活事業補助金を活用して平川市婚活実行委員会が婚活イベントを開催しているほか、津軽みらい農協においても、青年部主催でカップリングパーティーなどを実施していると聞いております。

また、未婚者への支援や結婚への仕組みづくりで今後検討しているものがあるかとの御質問であります。これまでのイベントにおいても特に女性の参加者の確保が課題となっており、当市単独での事業展開には難しさを感じております。そのため、今後においては弘前圏域定住自立圏において、そのスケールメリットを生かして婚活支援に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、シニア世代の婚活推進についての御質問にお答えをいたします。

当市のシニア世代のうち、50歳代から60歳代の方は2015年国勢調査で9,649人いらっしゃいますが、そのうち独身の方については、約26%の2,498人となっております。

議員御指摘のシニア世代への婚活支援につきましては、県内でも独身のシニア世代が増加していることを背景に、将来の生活や今後の長い人生を考え、結婚相手やパートナーを求め、婚活イベントの問い合わせが増加しているとの新聞記事を拝見しており、シニア世代の婚活ニーズが高まっていることは承知をしております。

当市のシニア世代への婚活支援としましては、先ほども申し上げましたが、弘前圏域定住自立圏によるひろさき広域出愛サポートセンターにおいて、60歳未満まで会員登録が可能となっておりますので、希望される方がいらっしゃれば、そちらへの登録を進めていきたいと思っております。

今のところ、当市においてシニア世代に対する婚活支援事業を実施する予定はございませんが、現在第2期平川市総合戦略の策定を進める中で、シニア世代への婚活支援のあり方についても話題にしていきたいと思っておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長  
○企画財政部長  
(西谷 司)

企画財政部長。

私からは、各種の婚活支援事業の実績についてお答えいたします。

まず、当市が単独で実施しているひらかわハグメグ応援事業につきましては、現在17名のハグメグ支縁員に活動していただいております。その支縁員が仲介し、結婚希望者として市へプロフィールを登録している方は男性が17名、女性が8名となっております。

カップリングの実績としましては、現在までの3年間でお見合いまでに至ったケースは3件となっておりますが、今のところ成婚には至っていないようであります。

また、ひらかわ婚活事業補助金につきましては、昨年度は交付実績が1件で、平川市商工会による平川市婚活実行委員会のイベント開催費用に助成を行っております。この事業による成婚の実績ですが、平成27年度からの累計で7組のカップリング成立数がありましたが、その後の追跡調査は行っていないため、成婚に至ったかどうかは把握してございません。

また、昨年度及び今年度は、イベントに申し込みされる女性の方が非常に少なく、残念ながら婚活実行委員会によるイベントは開催できませんでした。

次に、弘前圏域定住自立圏において構成市町村と連携し、実施しているひろさき広域出愛サポートセンターの実績であります。令和元年10月末時点で男性が206名、女性が106名の会員登録者がありました。この事業での実績としましては、開始した平成26年10月からの累計でお見合い実績の実施件数が459件、成婚までに至った件数は17件となっております。

また、同じく弘前圏域定住自立圏での婚活支援事業実行委員会では、昨年度は4回の婚活イベントが開催されまして、参加者は延べ人数で男性が47名、女性が40名となっており、そこでのカップリング成立数は13件となっております。

石田隆芳議員。

補助事業ということでありましたけれども、今平川市内でカップルになった方は把握していないということですが、こういう補助金を出しているのならば、最後までどうなったか追及するのが普通なのではないかと私は思っております。

そして、ひらかわハグメグ応援事業17名ということですが、単純に計算すると1年で1人1万円ということになると思うんですけども、1万円で実際支援、どういうことができるでしょうか。そこもちょっとお聞きしたいと思いますし、ひろさき広域出愛サポートセンターというのがあるというのを、今盛んに言っておりますけれども、もっとお金をかけて平川市独自でその道のプロを育成するとか、そういう結婚推進事業課とかそういうのも設けてもいいのではないかと思います。そしてまた子育て支援課というのがあるんですから、結婚支援課とそういうのがあってもよいのではないかと私は思っております。

先ほどから、ひろさき広域出愛サポートセンターというものがあって、実績とか成婚率というのを今おっしゃっていただきましたけれども、私もちょっと調べました。資格は、20歳から60歳未満の独身で弘前市、

- 議長
- 4番  
(石田隆芳議員)



黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村に在住の方、または結婚後これらの市町村に住む意思のある方となっていて、弘前圏域に限定しているとなっているが、私は先ほどその情報をお聞かせできたのでそこはいいと思うのですけれども、どのくらいの情報量をもってやっているものなのか。そのひろさき広域出愛サポートセンターは、何名でやっているのかお知らせください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

石田議員のほうからまず、ひらかわハグメグ応援事業について1万円の謝金でどんな活動ができるのかというようなことをございました。これは支縁員の皆さんが集まったり、また情報提供したりする等にお支払いしておりますが、今まではまだ成婚がなかったわけです。この成婚した場合は成功報酬として幾らか、何と申しますか成功報酬といえますか、それを出すというふうなことではやっておりますが、現実的にまだそこでの成婚がなされておりませんので、そこまではしていないというのが現状です。

それから婚活支援課といいますか、そういう課の設置を考えてもいいのではないかといいふうなことをございます。新たな御提案というふうに受けとめたいと思いますが、ただこの役所で新たな課を設けてやるというのは、非常に難しいものがあるのではないかといいふうには感じております。

ただ前例がないわけではありませんが、以前、工藤竹雄議員のほうにもお答えいたしておりますが、佐賀県武雄市ではそういう課を設けておりますが、ただそこに従事する人は一般公募でいわゆる婚活といえますか、出会いをさせるようなノウハウを持った人がその課に従事して、ふだんは役所に来ないでそういうようなところを回っているという、それで縁結びをしているというところもございますし、また同じ佐賀県の伊万里市ではこれはそういう課を設けてやっています。職員が結婚に対する例えば話し方とかマナーとか、そういうところまで教えながら婚活の支援をしているというところもございますので、議員から御提案いただきましたことも、今後の第2次総合戦略の中でまた検討を重ねて、そういうものは当市でできるのかどうかというのはまた検討してまいりたいというふうに思います。

あと、ひろさき広域出愛サポートセンターの情報量とかそういうことにつきましては、ちょっと私は把握しておりませんので企画財政部長のほうで把握しておればお願いいたします。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長

(西谷 司)

まず、御質問の中で成婚実績カップルの件について、最後まで追求しなければならぬのではないかと、行政として婚活事業に公費を投じている以上、成婚の実績を最後まで追求すべきとの御質問でございませけれども、結婚は非常にプライベートな問題でもございまして、成

婚実績まで追跡調査を嫌がる方々が非常に多いというのが現状でありますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

それから、そのほかに支縁員の1万円で何ができるかということもあったんですけども、確かに1万円というのはお気持ちだけで報酬としておかけしている部分です。そこはほぼボランティアに近い形で御協力いただいているということでございます。

それから、ひろさき広域出愛サポートセンターは何人でやっているのかという、要は事務局の体制につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長

○4番

(石田隆芳議員)

石田隆芳議員。

今、他県で、市長がおっしゃられましたけれども、ノウハウを持った人をというのがありました。この平川市でもそういうノウハウのある人を採用するとか頼むとか、そういう方法もあるのではないかと思います。

そしてまた、今取り組んでいる婚活事業も、もっともっと市民の皆さんにPRして、予算をもっと出して、平川市独自にこういうものやってれば、平川市にぜひ住みたいという人もやはり出てくると思うんです。

シニアの婚活事業も、私は全国でやっている行政というものが少ないと思いますけれども、これも大々的にPRしてメディアでも取り上げられてもらうくらいの努力をしてもらいたいというふうに思っております。

そしてまた、民間でやっているところが多いとは思いますが、やはり行政でやったほうがみんな一般の人でも安心できる。民間でやればだまされるんじゃないとか、そういうものでてくると思うんですけれども、行政でやれば役所でやっているからこれ大丈夫なんじゃないかということで、皆さん安心して話をもってこれるのではないかというふうに思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

行政で婚活支援事業ということでもありますけれど、今まで婚活支援事業をやってきたのは行政が中心というよりは、行政のほうで補助金を出してそして商工会、あるいはまたさまざまな青年部等をお願いをして支援事業をやらせていただいております。

その場合、一番課題になってきているのは、やはり女性が集まらないというふうなところがございます。これは、集め方のノウハウがないというふうなことかもしれませんが、と同時にどうしても結婚が遅くなる方々は女性といいますか、相手との話し合いがなかなかできない人が多くてそういうふうな状況にあるので。いわゆる多くの人がいる中で、相対して話し合いをする婚活事業をやるというのは、なかなか集まらない人が多いというふうな話も聞いております。ですから

そういうことも想定した上で、この婚活事業をやらなきゃならないと思いますが、行政が主催でという形ではこれはなかなか難しいのではないかというふうには思います。

ただ、議員から御指摘がありました役所の中にそういう支援課的なものがないかどうかは、御提案いただきましたので今後検討してまいりたいというふうには思います。

○議長

○企画財政部長  
(西谷 司)

企画財政部長。

先ほどの答弁漏れの部分でお答えしますが、ひろさき広域出愛サポートセンターの体制でございます。こちらのほうはコーディネーター2名ということで運営をしているようでございます。

それからシニア世代の婚活事業の取り組みについては、非常に全国的にも例も少ないということから、当市でも積極的にPRしてほしいというような御要望でございますけれども、その点につきましては市長からも何回も話があったように、これからの第2次平川市総合戦略の策定を進める中で、委員の方々とともに今後この御提案の件につきまして、話題とさせていただきますと思っております。

○議長

○4番  
(石田隆芳議員)

石田隆芳議員。

今、市長のほうから補助金を出してやるということなんですけれども、やはりただ補助金を出せばいいというものではないと思うんです。いつも市長が多分言っていると思うんですけれども、やれない理由を探すのではなく、どうすれば前に進めるかというのを積極的に考えていかなければならないのではないのでしょうかと私は思います。

そして、平川市で掲げている住みよさ県内ナンバーワンの平川市を、より住みやすく暮らしやすいまちにするためにも、結婚支援をみんなで一丸となって盛り上げていくことが必要だと私は思っています。

先ほど、口下手な人が独身が多いということなんですけれども、一応私も今独身です。私も口下手でなかなかいい出会いができないというのもあります。

例えば私もどこかに遊びに行こうかと思ったとしても、買い物に行くとしても、猿賀公園を散歩しようかと思っても、ひとりだったらおっくうだけれども、誰かパートナーがいたら楽しくその場に行けるんじゃないかというのがありますし、私の知っている人でも70歳くらいで結婚して、結婚式挙げて結婚写真も撮って、もう本当にラブラブで人生が変わったように生き生きして、今が一番幸せだと思っている人も実際私は知っております。

そして、おとといのテレビの番組見た人いるかどうか分かりませんが、キスをするとリラックスホルモンが分泌し、寿命が延びると。そういうことが人生を楽しくさせるのではないかというのも出ておりました。この中で多分私だけ独身だと思うんですけれども、毎日キス

をしている人はいるかいないかわかりません。答弁は求めませんが、やはり今しゃべったみんなで一丸となって、平川市を盛り上げていくためにも、もしできればそういうシニア世代も、若者もそうですが、シニア世代も結婚も応援してもらったと思います。答弁は要りません。

○議長

これで一般質問を終わらせていただきます。  
4番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。  
昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
第8席、3番、中畑一二美議員の一般質問を行います。  
中畑一二美議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。  
中畑一二美議員、質問席へ移動願います。  
(中畑一二美議員、質問席へ移動)

○議長

中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○3番

(中畑一二美議員)

ただいま議長の許可をいただきました、第8席、議席番号3番、公明党の中畑一二美でございます。

今回は、四つの項目につきまして質問をさせていただきます。早速ではありますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1.交通安全対策について質問をいたします。

①キッズゾーンの創設についてであります。保育中の子供が死傷する事故が相次いでいることを受けまして、本年11月に厚生労働省が全国の自治体に対し、保育施設周辺の道路でドライバーに注意を呼びかけるキッズゾーンの設置を検討するよう通知を出したとありました。認可外を含む全保育施設の半径500メートル以内が対象区域で、路面の塗装などを想定しているようであります。

本年5月に、滋賀県大津市で散歩中の園児ら16人が死傷するという痛ましい事故が発生したため、厚生労働省が対策を検討していたようであります。滋賀県大津市では、この事故を受けまして、市独自でこのキッズゾーンを保育施設周辺に設置をし、路面に白い文字でキッズゾーンと塗装をしております。

このキッズゾーンは、主に小学校周辺に設定されております既存のスクールゾーンに準じる安全対策の重点地域となります。自治体が保育施設、道路管理者、警察などと協議をして設定することになっております。

この通知では、キッズゾーンで行う安全対策の例として、園児が通行する可能性を知らせる路面塗装やガードレールの設置、車の交通規

制や最高速度を時速30キロメートルに制限するゾーン30の導入などを挙げております。通園・通学に絡む痛ましい事故が後を絶たない中で、未来の宝である子供たちを守るには、できる限りの事故防止対策を講じておかなければならないと思います。

市では、このキッズゾーンの設置についてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

続いて、②運転免許証自主返納について質問いたします。

現状では、運転免許証の自主返納先が各運転免許試験場や警察署に限定されております。平川市であれば、弘前自動車運転免許試験場か黒石警察署になるかと思っております。この返納の際の交通手段が支障となっていることも、自主返納希望者の足かせとなっているのではないかと感じております。

具体的には、返納のために免許証を持って弘前自動車運転免許試験場や黒石警察署に行っても、帰りの足がない。誰かに送迎してもらわなければならないということでもあります。現に、他の市町村でも同じような苦情が来ているそうでもあります。

この自主返納を推進する観点から、例えば最寄りの交番にも返納できるという体制も必要と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

また、本年6月議会において、長内議員より運転免許返納支援事業が提案され、当市においても高齢者等運転経歴証明書交付手数料助成制度が始まったそうではありますが、現在の実施状況につきましてお知らせいただきたいと思っております。

また、そのほかの施策がありましたら、現在の対応状況についてもお知らせいただきたいと思っております。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

中畑一二美議員御質問の交通安全対策について、2点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、キッズゾーンの創設についてでありますけれども、滋賀県大津市の交通事故を受け、国から未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について通知があり、当市においても市内全ての保育施設について、散歩道等の緊急安全点検を実施しております。その中で、特に必要と思われる箇所については、道路管理者及び警察と合同点検を実施しております。

キッズゾーンの創設については、11月中旬に通知があり、現在詳細について情報収集しているところであります。キッズゾーンの設定に当たっては、保育所や道路管理者及び警察等と協議の上、設定することとされておりますので、今後緊急安全点検の結果を踏まえて関係者と協議を行い、危険度が高い箇所について設定したいと考えております。

次に、運転免許証の自主返納先の拡充についてお答えをいたします。

現状では、議員御指摘のとおり、返納先が県運転免許センターや各自動車運転試験場、警察署に限定されていることから、自主返納という手続を経ずに、自動失効されている例も少なからずあるものと認識をいたしております。

議員御提案のとおり、最寄りの交番で返納ができる体制であれば、自主返納希望者にとっては利便性が向上するものと思われませんが、青森県警に確認したところ、現状では交番や駐在所の職員に対しては、自主返納手続に係る権限が与えておらず、今後においても自主返納の窓口とすることが困難との見解が示されたところであります。

返納先の拡充につきましては、県警や公安委員会の判断によるところでございますので、御理解をお願いいたします。

続いて、高齢者等運転経歴証明書交付手数料助成制度の実施状況についてであります。

本事業は、証明書交付時に御負担いただいた手数料分を全額助成するものであり、10月に市広報紙やホームページにより市民に対し事業を周知したところ、11月末現在で12名の方への助成実績となっております。

また、自主返納推進に向けたその他の施策についてであります。自主返納を後押しできるよう啓発活動に努めており、現在関係機関と連携し、加齢による運転リスクや運転経歴証明書の身分証明書としての活用など、イベント時にチラシを配布し周知しているところであります。

なお、自主返納者に対しては、県警が行う支援事業の協賛店より各種サービスを受けられるメリットもあり、平川市内では3事業者に参加いただいております。

今後は、自主返納者が幅広く市内においてもメリットを受けられるよう、市内業者に対する参加の呼びかけにも努めてまいりたいと思っております。

○議長

○3番

(中畑一二美議員)

中畑一二美議員。

つい最近も、高齢者が高速道路を逆走して死傷する痛ましい事故が起きました。とにかく命に関わることは待ったなしであります。何か起きてからでは遅いと思います。しっかりと対応していただきますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、2.防犯対策について質問をいたします。

①防犯カメラについてであります。全国的に子供の防犯対策の一環として、犯罪の抑止効果や犯人の早期発見などにつながるよう、通学路や公園に防犯カメラの設置が進んでおります。先日も、八戸市で発生した小学生切りつけ事件においても、防犯カメラの映像をもとに

短時間で容疑者が特定されたことから、その有効性は明らかであります。

このことを踏まえまして、現在の市内の設置状況等についてお知らせいただきたいと思っております。

また、当市においても防犯カメラの設置を推進すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、②街灯についてであります。これも防犯カメラと同様に市内に設置されている街灯も、夜間における犯罪の抑止効果として重要な役割を担っているものと考えます。

しかしながら、市民の方から一部のエリアでは街灯が少ないため、暗くて怖いとの声を聞いております。このような街灯が少ないエリアに対しては、調査の上積極的に設置を推進すべきと考えますが、市長の見解をお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

当市の防犯対策についての御質問、2点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、防犯カメラの市内の設置状況等についてであります。

当市では、警察署が所管する地区防犯協会が設置・管理主体となり、数カ所に防犯カメラが設置されている状況となっております。設置場所につきましては、防犯上の理由から公表はしておりませんので、御理解をお願いいたします。

議員御指摘のとおり、防犯カメラは犯罪の抑止効果や八戸市の小学生切りつけ事件が物語るよう、犯人の早期発見などにつながる有効な手段であるということもありません。

このため、当市の消防団車両を含む全ての公用車に設置されるドライブレコーダーにつきましては、防犯カメラとしての機能も期待できることから、事件や事故捜査等に協力できるよう、黒石警察署と記録データの情報提供に関する協定を締結しているところであります。防犯カメラの設置推進につきまして、現状では市内の窃盗・声がけ事案などの発生を踏まえながら、警察署が所管する地区防犯協会が主体に設置と運用を行っているところであり、市単独では設置しておらず、計画もないのが実情であります。

今後は、地区防犯協会や学校など関係機関と協議しながら、議員御提案の設置推進につきましては、そのあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、街灯が少ないエリアへの街灯設置の推進についてお答えをいたします。

当市における街灯の運用体制でございますが、管理主体を居住区を中心とした町会の区分と、町会間の不特定多数の方が往来する市の区分とにすみ分けて、運用することとしております。

また、一部のエリアでは街灯が少なく暗いといった御指摘についてありますが、当市では平成27年度に市内全域を対象とした防犯灯LED化工事を実施しており、市内全域を調査し町会の意見を踏まえながら、街灯が不足する箇所には新たに追加するなど、調整を図ってきたところであります。なお、その後においても街灯が少なく暗いといった情報提供があった場合は、防犯上の観点も踏まえ夜間の状況を確認し、町会に情報提供を行い情報の共有に努めております。その上で、管理主体となる市または町会において、緊急性や周辺エリアとのバランス等を考慮し、設置の是非を判断することとしております。

今後においても、情報提供があった際はこのような体制で、町会と連携しながら対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長

○3番

(中畑一二美議員)

中畑一二美議員。

私自身、車での移動ばかりで、夜道を一人で歩くことはほとんどありません。しかし、近くの温泉に歩いて行ってる方、それからコンビニに買い物に行ってる方、散歩がてらに近所を歩いている方、また健康のために歩いている方など、いろんな方々がおりますので、事故や犯罪が起きないように、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

また、さいたま市の公園では現在犯罪防止策の一環として、自動販売機併設型の防犯カメラの設置が進んでいるようであります。これは、自販機の設置業者が初期費用や管理費を負担し、コスト削減にもつながるとのことでしたが、当市でもこの自動販売機併設型の防犯カメラを設置できるのであれば、導入を検討してもいいのではないかと思います。市長の見解をお願いいたします。

○議長

○総務部長

(齋藤久世志)

総務部長。

防犯カメラについてお答えいたします。

議員御提案の自動販売機設置型の件でございますが、先ほど市長が申しましたとおり防犯カメラの設置推進につきましては、地区防犯協会や学校などの関係機関と協議しながら、この自動販売機設置型も含めて、そのあり方について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

○3番

(中畑一二美議員)

中畑一二美議員。

防犯上いろいろできないことがありますけれども、もしコスト削減になるようであれば一石二鳥だと思います。

しかしながら、その自動販売機業者もそれなりのメリットがなければ、例えば売り上げが期待できるとか、マーケティングのためとか、それなりの理由がなければ、経費を負担してまではやらないと思いますので、このさいたま市もしくは自動販売機業者に確認をしてみる価値はあると思います。できるかどうかはわかりませんが、最初からできないという先入観は捨てていただきたいというふうに思います。



それでは次に移ります。3.子育て支援についてであります。

①3歳児健診における視力検査についてお聞きいたします。

平成29年に厚生労働省から各都道府県へ、「3歳児健康診査における視力検査の実施について」という通知が出されております。

内容については、「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにはほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合、治療が遅れ、十分な視力が得られない」との注意喚起がなされたところであります。

特に、弱視は早期発見、早期治療が必要であり、8歳ごろまでに治療をしないと、眼鏡をかけても視力が出なくなると言われております。

八戸市ではことしの6月から、市議の提案によりまして3歳児健診において専用機器を導入しております。屈折異常や斜視を早期に発見し、適切な治療に結びつけることは大変意義のあることだと考えます。また、視力は脳の発達にも大きく関わること。早期発見は子供たちの将来に関わる目の健康につながることもなります。

現在、当市では3歳児健診で実施している視力検査でありますがこのに資料ありますけれども、この3枚の用紙で3歳児健診、目の検査を行っております。

この黄色の用紙はアンケート用紙でございまして、これは日常の子供の様子から目の異常がないか確認するためのものでありますので、これは問題ないのでありますけれども、このほかの2枚です。これは検査用紙と1枚は検査のやり方が書いているだけでございましてけれども。この検査用紙です。これ自分で切り張りをして、子供に見せてこの上があいているとか、下があいているとか、こういうのを答えてもらう。そういう検査であります。

この検査だけで、そういう目の異常の早期発見ができるとは到底思えません。少しでもそのリスクを防ぐことができるのであれば、この専用機器による屈折検査を追加で実施する考えはないか、市長にお伺いをいたします。

次に、②子育て世代包括支援センターについてであります。

当市においては、平成30年4月に子育て世代包括支援センターを設置しております。青森県内でも3番目に早い設置であり、子育て世代に対し、児童福祉と母子保健を融合した切れ目のない支援を行っていると認識しております。

そこで、設置されてから1年半がたちますがこの1年半を振り返ってみての状況、実績、あるいは評価についてお知らせいただきたいと思っております。

市長。

子育て支援についての御質問2点について、お答えをいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

まず、3歳児健診における視力検査についてであります。この検査については対象の御家庭に事前に検査用紙を送付し、保護者にお子様への視力検査を行っていただいております。また、御家庭で検査ができなかった場合や視力が確認できなかった場合は、健診会場で再度視力検査を行い、治療が必要な目の病気が疑われる場合には、眼科での精密検査を勧めております。

議員から御提案がありました専用の屈折検査機器は、県内では議員御指摘のとおり八戸市のほか、五所川原市でも導入されております。導入自治体においては、従来の視力検査に加えて、専用機器による屈折検査を行うことにより、従来の視力検査だけでは発見することが難しい弱視の原因となる目の病気が疑われるお子さんを、短時間で判定することができ、精密検査や治療につながっております。

市といたしましては、目の異常が疑われるお子さんたちを早期に発見し、治療につなげ、健やかな成長に資することができるよう、専用機器の導入をしたいと思っております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてであります。国ではニッポン一億総活躍プランにおいて、令和2年度末までの全国展開を目標に掲げております。

平成31年4月1日時点での全国の設置状況は、約57%の設置率となっております。青森県内においては6市1町となっており、県としての設置率は全国で下から3番目となっている状況であります。

そのような状況の中で、本市においては設置から1年半を経過し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行っている状況にあります。

その事業の一例としまして、児童福祉部門では、養育状況の実情把握と情報共有を目的に保育・教育施設訪問を実施しております。本市には保育所が3カ所、こども園が10カ所、幼稚園が1カ所、計14カ所の保育・教育施設があり、児童福祉司、家庭相談員による施設訪問を年1回定期的に実施し、施設側との顔の見える関係を構築し、児童虐待の予防と早期発見に努めているところであります。

母子保健部門では、妊産婦から乳幼児への包括的な支援を目的とした産前産後支援事業を実施しております。パパママ教室、ぷれm a m aのお産教室、産後m a m aの子育て教室、母乳ケア事業の四つの事業を一般社団法人青森県助産師会に委託し実施しているほか、父親を対象にした家事講座やしあげみがき講座を実施し、家族がチームとなって育児も家事も行う環境づくりを啓発しています。

設置後の評価ということですが、それぞれの事業において毎回アンケートを実施しております。その内容を見ますと、参加者の満足度は高く、また参加者数も定員を超えるなど、対象者への地道な声かけが着実に実を結んでいるものと感じております。

今後も対象者の声に耳を傾け、支援の見える化に努め、寄り添った支援を進めてまいります。

○議長

中畑一二美議員。

○3番

(中畑一二美議員)

市長より先ほど目の屈折検査専用機器導入、即答いただきましてまことにありがとうございます。

つい先日、先ほど石田議員からもありましたけれども、2019年本年の出生数が統計開始されてから、初めて90万人を割るということが発表されました。人数的には、86万人程度にとどまる可能性があるそうでございます。この人数は、過去最少となります。非常に政府としても、この90万人割れが2021年と見込んでいたため、推計よりも2年も早いということで、想定を超えて加速する少子化に対しまして、大変厳しい状況だとして社会保障制度などへの影響を懸念しているとのことでした。ちなみに2018年の出生数、去年の出生数は約92万人だったそうであります。ですので、全国で約6万人も減ったということになります。

そこで、当市の過去数年の出生数と本年の見込み数をお知らせいただきたいと思います。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長

(三上裕樹)

当市の出生数の状況についてお答えをいたします。

健康福祉部で集計しています各年1月1日から12月31日までに生まれた人ということで、生まれた人数ということでお答えをいたします。

直近の過去5カ年の状況といたしましては、平成26年が198人、平成27年210人、平成28年179人、平成29年170人、平成30年160人と、近年では平成27年の210人、ここをピークに減少傾向にあるという状況でございます。

ちなみに、ことし11月末までの出生数は153人となっておりまして、これを月割りにしまして年間換算しますと、単純計算ですけれども、167人程度ということになります。

○議長

中畑一二美議員。

○3番

(中畑一二美議員)

出生数におきましては、平成27年から減少傾向ということでございまして、当市の子育て支援に関しまして一言申し上げます。

当市の子育て支援は、ほかの市町村と比較しても非常に手厚くカバーをされております。現在、我が公明党で10月から幼児教育・保育の無償化に伴い全国でアンケート調査を実施しており、私も先日調査をさせていただきました。

詳しい内容は、また次回の議会でお話したいと思っておりますけれども、平川市では、2人目からもう給食費を含めた保育料が既に無料となっております。今回の10月からの無償化は保育料だけが無償化となるため、給食費を逆に支払わなければならないということが全国的に発生

してしまいました。しかしながら、我が平川市はその給食費に関しましても上限4,500円まで負担するというので、実質負担はゼロということになっております。

また、当市では3人目のお子さんが生まれた場合、30万円のお祝い金をいただけるということで、若い方には非常に魅力のある施策を行っていると思っております。これはもっともっと、PRしてもいいのではないかと考えております。

そのほかに、平川市として子育て支援についてこういうこともやっている、またこういうことも自慢できるということがありましたら、お知らせいただきたいと思っております。

○議長

○健康福祉部長  
(三上裕樹)

健康福祉部長。

市が行っています子育て支援の各種事業について、ほかの市町村でも一律で行っているものを除いて御紹介させていただきます。

まず、経済的な負担軽減の事業といたしまして、中学生までの医療費を完全無料化する子ども医療費給付事業です。そしてまた、小学生までのインフルエンザ予防接種費を助成しますインフルエンザ予防接種事業。さらに、保険適用外となりますのでそのために高額となる特定不妊治療費を助成する特定不妊治療費助成事業、そして先ほど少しお話がありました保育に関する保育料の軽減措置、第2子以降の保育料無償化などの保育料の利用者負担軽減事業などがあります。

さらに、精神的な負担軽減その他の事業といたしましては、今回御質問がありました子育て世代支援包括支援センターにおける産前産後の支援事業。これ先ほど市長の答弁にもありましたので、詳細は省略いたしますけれども、そのほかに言葉に発達のおくれが見られる子供たちに適切な指導を行います未就学児指導教室、さらには病気の子供を保育所等で保育する病児保育事業、そして妊娠期から子育て家庭を対象にしたスマートフォン向けのアプリを提供する子育て支援アプリ事業。

これらの事業を多く行っているという状況でございまして、子育て支援の充実に努めているというところでございます。

○議長

○3番  
(中畑一二美議員)

中畑一二美議員。

もっともっとPRしてもいいと思っております。

来年4月からは所得の低い世帯の学生を対象に、大学などの高等教育の無償化を返済不要の給付型奨学金と授業料の減免を拡充する形で実施をし、また私立高校の授業料の実質無償化も実施される予定となっておりますけれども、私個人的には生まれてから大学卒業まで経済状況に関係なく、誰もが等しく教育を受けられる。そういった教育環境が早期に実現されることを願っております。

それでは、最後の4.食品ロス削減について質問をさせていただきます。

食べ残し、売れ残りや期限が近いなど、まだ食べられるにもかかわらず、さまざまな理由で捨ててしまう食品ロスを減らすため、本年10月1日に食品ロス削減推進法が施行されました。

平成31年4月に、農林水産省では平成28年度の食品ロスの量の推計結果を公表いたしました。それによりますと、国内の食品ロスは年間約643万トンに上り、これは1人1日当たり茶わん約1杯分の御飯を捨てている量に相当するそうであります。

大切なのは、一人一人がもったいないと意識して行動することであります。まずは、必要な量だけ購入をして食べ切ることが、削減のポイントとなります。

その上で、皆さん御存じだと思いますが食品の期限表示、消費期限と賞味期限の二つがあります。消費期限は食べても安全な期限、賞味期限はおいしく食べることができる期限であります。賞味期限が過ぎてもすぐに廃棄せずに、自分の五感で判断することも大切です。

例えば、賞味期限過ぎてもすぐ捨てずに、よく言われておりますけれども、肉なんかはもう腐る寸前が一番おいしいと何か言われていることもあります。そこは自分の責任で判断していただければというふうに思います。もし食べ切れなかった場合は、ほかの料理につくりかえるなど調理方法を工夫することも大切だと思います。

また飲食店などでは、御飯の量を最初から食べ切れる量でお願いするなど、協力を求めることも必要と考えます。

今現在、県ではこの3010運動ということで食品ロス削減というチラシを作成しております。特にこの12月、1月の忘年会シーズン、また新年会シーズンの宴会においては、最初の30分、最後の10分は自分の席でなるべく食べ残しを減らすことを推奨しております。特に宴会料理は、何と約7皿に対し1皿が食べ残しで廃棄されているそうであります。

この食品ロスの削減は、当然ごみの削減にもつながっております。このごみの焼却量が減ることによりまして、当然二酸化炭素の削減にもつながっていき、現在多発している温暖化による自然災害を少しでも減らすことにもつながっていくと思います。

そこで現在、全国各地においてさまざまな事業や取り組みが実施されておりますけれども、当市では食品ロスの削減についてどのような取り組みを実施しているのか。また、今後どのような取り組みを考えているのかをお知らせいただきたいと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

食品ロス削減について、御質問にお答えをいたしたいと思ひます。

きのうの齋藤 剛議員の御質問、日本人の心の中で私は奈良県薬師寺の元の管長でありました高田好胤先生のお話を参考にさせていただいて、日本人の心とは喜びと感謝と敬いの気持ち、そしてありがた

い、おかげさま、もったいないという気持ちをもっともっと大事にしていかなければならないという話をさせていただきましたが、やはりこのもったいないという気持ちを、もっともっと子供の時から醸成するといいますか、そういうふうな家庭教育、学校教育、社会教育の中で進めていかなければならないというふうに思っております。

食品ロスの削減の推進に関する法律については、議員御指摘のように、本年10月1日から施行されたところであります。この法律の中で市町村は、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとなっており、市の食品ロス削減推進計画は、国による食品ロスの削減に関する基本方針と、県による食品ロス削減推進計画を踏まえて定めることとされております。

国の基本方針が本年度中に策定される見込みであり、それに基づき、県の推進計画の策定が検討されると思われることから、その後に当市でも食品ロス削減推進計画の策定を検討するとともに、具体的な施策についても引き続き取り組んでまいりたいと思います。

なお、これまでの取り組み内容と今後の取り組みについては、市民生活部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

○市民生活部長  
(白戸照夫)

市民生活部長。

私からは、これまでの取り組み内容と今後の取り組みについてお答えします。

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品であり、家庭からは主に食べ残しや、手つかずの食品の直接廃棄、皮のむき過ぎなどによる過剰除去が発生要因とされております。

これまでの市の取り組みとしましては、広報紙、ホームページ、イベントでのパネル展示により周知啓発を行ってまいりました。家庭での取り組みとして「食材は使いきる、料理は食べきる、生ごみは水気をきる」の「3つのきる」の実践をお願いし、また宴会での料理の食べ切りについて周知・啓発をしてまいりました。

しかしながら、周知・啓発の効果はまだ十分とは言いがたいと考えております。

このことから、今後は内容をさらに拡充させて、家庭でできる取り組みとして、食材は無駄なく使う、必要な分だけ買うといった食材は使い切ること、作った料理は残さず食べる、つくりおきができる料理は少しずつでも食べ切るといった、料理は食べ切ることを周知啓発してまいりたいと考えております。今年度、作成しております(仮称)資源とごみの出し方ガイドブックにも、これらの内容を掲載し各家庭へ配布し周知啓発する予定でおります。

また、家庭で余っている食品や安売りやまとめ買いで買い過ぎてしまった保存食品などを持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンクなどに寄附し、食品ロスを削減する活動としてフードドライブがありま

す。このフードドライブにより集められた食品は、さまざまな理由で食べ物に困っている方への支援に活用され、もったいないをありがとにかえる非常に有意義な取り組みであります。

当市においても、ひらかわフェスタなどの多くの方が参加していただけるイベントなどにおいて、フードドライブを試験的に実施できないものか、関係団体と協議したいと考えております。

次に、事業者への取り組みとしては、食べ切りやすい小盛りメニューや、ばら売りや少量パックの販売といった食べ切りの推進、衛生面に配慮した上での残った料理の持ち帰りの呼びかけを行なうなど、食品ロスの削減に配慮した取り組みを実践している事業所をあおもり食べきり推進オフィス・ショップとして県で認定する制度がございます。認定されることで認定証が交付され、ホームページや県広報紙などを通じて取り組みが紹介され、またすぐれた取り組みを行う事業者は表彰されることとなります。このことについても、関係団体と連携して事業者に周知を行うこととしております。

また、宴会などにおける食品ロスを削減するため、飲食店などの協力を得て、テーブル上に3010運動、宴会五箇条といったポップ広告の設置による啓発も実施したいと考えております。

このほかにも、先ほど市長の答弁にもありましたが、今後国が示す基本方針や県の推進計画が策定された場合は、その内容を踏まえながら具体的な施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長

○3番

(中畑一二美議員)

中畑一二美議員。

もう時間もあれですけれども、私のほうからもう2点。今のもったいないの意識を向上しましょうということで、食品ロスについて二つだけちょっと補足をしたいと思います。

まず、買い物の前に冷蔵庫のチェックをしましょうということです。結構買い物してきた後、冷蔵庫を見たら、あ、これあったということがあるかと思います。まず、そこをしっかりと買い物の前に冷蔵庫をチェックする。そしてもう一つは、空腹で買物をしない。どうしてもお腹がすいていると要らないものも買ってしまいます。特に総菜関係は、これもあれもと買ってきたらいいけれども、食い切れなかったということも結構あるかと思うので、ここは二つぜひ追加して推奨していただければというふうに思います。

そして最後になりますけれども、今回キッズゾーンや食品ロスなどにおきましては、法律の施行や通知がなされてすぐのために、まだ県からの通知もきてないというところで、市としても十分な対策を立てていない中での質問となってしまいました。

しかしながら、早急に対応していただきたいため、予算確保をしなければならぬと思い、あえて質問をさせていただいた次第であります。

これからも市民からの声があれば、タイムリーな質問をどんどんさせていただきますので、何とぞよろしく願いをいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長

3番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時05分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第9席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番

(齋藤律子議員)

議長より一般質問の許可がありました、16番、日本共産党の齋藤律子です。

今回の一般質問は三つの項目についてお尋ねをいたします。12月議会2日目、お疲れのこととは存じますが最後の質問者となりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

まず、最初の質問は食産業振興センターについてであります。文化センターの隣に位置する通称食ラボ、食産業振興センターの使用料、改善点についてお尋ねをいたします。

2019年、ことしの5月と10月二度にわたり食産業振興センターの使用料が引き上げとなり、市内、市外の利用者からは使用料が大変高くなり加工品への転嫁を余儀なくされ困っているなど、二度にわたって実施された使用料の引き上げにさまざまな不満の声が上がっています。

特に、みそ加工の場合は火・水・木の3日連続の使用となることから、他の加工室を使用できなくなるため、みそ加工中も使用できるようにしてほしいという声が上がっています。これは、こうじ菌の対策と聞いておりますが今一度、御検討をお願いいたします。

また、みそ加工の過程で午前1時間、午後1時間ほどの作業だけで作業時間以外は加工室にいない場合でも通算時間をもとに使用料を徴収されているため、改善してほしいとの声も出ています。

食産業振興センターは、農業者等が地域の農産物をみずから加工し、積極的な食産業の振興あるいは地域の活性化を図る拠点施設でもありますので、ぜひとも利用者の願いに応えるべく改善していただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。市長、答弁をお願いいたします。



○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

齋藤律子議員御質問の食産業振興センターについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、食産業振興センターの使用料について、5月の改正の際は、料金が高くなったとの御不満の声を聞いておりました。

本年第1回定例会で答弁しておりますが、市がこの施設を管理してから3年が経過し、市内外からの利用者のある中で市外の方の利用割合が非常に大きいこと、また管理経費を公費で負担しているという側面から、見直しを実施したところであります。

また、みそ加工の場合は連続予約を取りづらいという御質問であります。施設の性質上利用については公平性をもって使用していただくことが前提となりますので、時期にもよりますがみそ加工に限らず予約ができない方も相当数いる状況であります。

現在、ホームページ上で施設の予約状況を確認できるよう作業を進めている途中でありますので、利用予約については、利用者の方におかれましては早目に施設状況を確認した上で予約いただきたいと思います。

続いて、みそ加工も他の加工も同時に利用できるようにしてほしいという御質問であります。みそをつくる工程上、こうじ菌を扱うこととなります。その際、他の利用者がジュース、ジャム等を製造している場合は、その製品に菌が混入する可能性が高く衛生上の観点から、同時利用をさせておりません。

この点については、県からの引き継ぎ事項でもありましたので、現状では同時利用はできないこととしております。現在の施設を改修することで同時利用が可能になるというものでもなく、新たにみそ加工室を新築するほかには、この問題を解消することはできないものと考えております。しかしながら、新築となれば場所の選定もありますが、多大な経費が見込まれますので、難しいと考えております。

使用料の徴収については、経済部長より答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長  
○経済部長  
(大湯幸男)

経済部長。

私からは、使用料の徴収の考え方についてお答えをいたします。

御質問のみそ加工の場合、つくり始めからでき上がりまで3日間を要します。加工室に利用者がいない場合でも、こうじをつくる機械が継続して40から50時間程度稼働することとなります。

このことから、あくまでも食産業振興センターの利用可能時間であり、1日7時間の3日分、通算21時間をもとに徴収していることとなっております。

○議長

齋藤律子議員。

○16番  
(齋藤律子議員)

それでは質問を続けます。

ホームページで予約確認をするために、作業を始めているということですが、今質問したことは初めて使用する人は、特に使用料の引き上げなどもわからない方もいるかと思えます。

そういう場合、きちんと説明しないから数カ月たった後でも、こういう疑問の声とかが上がってくる。これも一つあるのかと感じました。それでみそ加工の場合は、部長もおっしゃったように通算した時間を徴収する。こういうこともあわせて説明をしなければいけない。予約をする場合でも。これをどのようにやってきたのか、まずはお尋ねしたいと思います。

それから、衛生上の観点から同時利用はこうじ菌の混入などがあると。衛生上の観点から同時利用を控えてきたんだというけれども、こうじ菌は菌という名前がついていますが、これは発酵菌で国の菌、日本の特有の菌として世界にも誇れる菌だと私は思っています。これは衛生上の観点からということであれば、この菌は衛生上なんか害を与えるものなのか、健康にとってもいい菌だと思っていました。この答弁だと、衛生上ということですので私は別なことでこの混入は避けなければいけない。これ発酵しますから。だけど衛生上ということはどういうことなのか、御説明をお願いします。

○議長  
○経済部長  
(大湯幸男)

経済部長。

まず、1点目の新たに使用する方々につきまして、みそ加工する場合3日間かかるという、その施設の利用体系というかその辺の説明ということでした。

大変申しわけございません。その辺の確認はしてございませんけれども、もし新たに利用する方がこれからふえてくるのであれば、やはり電話での問い合わせ、あるいは何かその窓口に来たときに親切丁寧にみそ加工は実は3日間かかりますけれども、こういう形でということ。説明するように、担当のほうには指導してまいりたいというふうに思います。

そして、こうじ菌が衛生上ということで、申しわけありませんでした。決して、悪影響ということでの答弁ではございません。やはり齋藤議員もお考えのように、こうじ菌がよそのジュース加工したときに瓶の中に入ったりすると、その製品が壊れるというか害を与えるということから、こういう言葉を使いました。決して、悪影響を及ぼすということではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長  
○16番  
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

衛生上という観点という、これはちょっと説明としては不適切じゃないかこう思います。そういうことから、これをどういうふうな衛生上なら保健所の見解はどうなっているのか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。保健所の見解は聞いたことありますか。

- 議長
- 経済部長  
(大湯幸男)
- 議長
- 16番  
(齋藤律子議員)

経済部長。

大変申しわけございません。保健所のほうからは、衛生上とか確認してなくてまた聞いてはございません。

齋藤律子議員。

そのことについては、今後のこともありますのできちんと利用者に説明できる、そういうことでこれからも進めていってほしいと思います。

2番目の質問に移ります。2番目の質問は入札についてであります。入札の問題を取り上げるきっかけとなったのは、2019年6月6日の地元紙による新聞報道によるものです。少し読み上げてみます。

最低価格で同一業者落札、小中トイレ改修一般入札の大半弘前市、内部調査。もう一つの新聞は、弘前市入札、最低価格で7件落札、同一業者、市が聞き取り。こういう新聞記事です。

弘前市は6月5日、市内小中学校におけるトイレ改修工事と空調設備(冷房)工事の設計業務に関し、2018年4月以降の一般競争入札で、9件中8件を同一業者が落札し、うち7件は最低制限価格と同額だったと明らかにした。市は「極めてまれなケース」として内部調査を進めており、契約事務全体に係る問題や情報漏えいの有無も含め原因究明を急いでいる。

市によると昨年4月、トイレ改修工事設計業務4件のうち3件を同一業者が最低制限価格で落札。さらにこの業者は今年4月23日、トイレ改修工事設計業務2件を最低制限価格と同額で落札。同25日には冷房設置工事設計業務3件を落札、2件が最低制限価格と同額だった。

市は昨年4月の入札段階で状況に気付いたが、他県でも同様の事例が起きていたことから、最低制限価格を業者が積算することは可能と判断。

ただ今年度も同様の状況が起きたことから、4月25日の入札翌日の26日、櫻田宏市長に報告した。

この業者は市の聞き取りに対し、市が情報公開している落札情報などを分析し、独自に積算したと説明しているという。

このような記事です。こういうことが平川市でも起こっていないかということで、いろいろと市から情報提供をいただきました。市でも同様な事態が発生している、このことがわかりました。

近年、平川市は陸上競技場、小学校の建設、新体育館、これからは新しい本庁舎など大型な建設事業が続いています。入札にまつわる入札不正事件は全国的にも後を絶ちません。談合、情報漏えい、贈収賄など常に話題となっています。

そこで、平川市における入札の種類や流れなど執行に至るまでの内容について、また入札を執行するに当たり情報漏えい対策など心がけていることがありましたらお知らせください。市長、答弁をお願いい

たします。

2点目は、入開札一覧表についてお尋ねをいたします。

今回の質問に当たり、市のほうからも膨大な資料を提供していただきました。入開札一覧表について、その中から主だったものを質問したいと思います。

その前に、予定価格についてまずお尋ねをします。

建設関連業務の入札については、予定価格は以前公表していたようですが、今は事後公表となっていると聞いています。事後公表に転換した理由は、なぜなのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

また、予定価格の基礎となる設計額の積算は誰が行っているのか、これもお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

そして、一覧表の個別に入ります。

令和元年6月4日執行の平委第11号平川市内小学校冷房設備設置工事（A工区）設計監理業務について、弘前市と同じ最低制限価格と同額で落札されていました。最低制限価格とびたりと同額になり得るものか。市の見解を含め御答弁をお願いいたします。

この入札には9社が参加しています。1回で落札となっています。予定価格消費税抜き1,035万2,000円、最低制限価格、これ以上はだめだという価格です。672万8,800円。この最低制限価格で落札となっています。

次は、令和元年6月4日執行の平委第13号平川市内中学校冷房設備設置工事設計監理業務について、一覧表に無効とのみ記載されている業者がありますが、その金額は幾らだったのか。これについてもお知らせください。

この入札には9社が参加し1社が無効、この方法は郵便入札となっています。予定価格消費税抜き1,174万2,000円、最低制限価格は消費税抜きで763万2,300円。1回で落札されています。無効が1社、この金額は幾らかお知らせください。以上です。答弁よろしく願います。

○議長

市長。

○市長

（長尾忠行）

私からは、入札の執行についての市の情報漏えい対策と予定価格を事後公表としたこと、また予定価格の基礎となる設計額の積算は誰が行なっているのかという御質問についてお答えをいたします。そのほかについては、後ほど総務部長から説明をいたさせます。

まず、情報漏えい対策につきましては、人的な対応として職員には地方公務員法第34条や入札談合等関与行為防止法を遵守する義務がございます。

これは、守秘義務と職員による入札等の公正を害すべき行為、いわゆる官製談合の防止及び処罰する法令でございまして、職員はこれら

の法令を当然遵守しておりますし、原課及び入札担当課においても執務室内への関係者以外の入室はお断りしており、なおかつ予定価格の管理は、入札当日まで施錠可能なキャビネットへ施錠されたケースに入れ、厳重に保管しているとのことから外部へ漏れる心配はございませんので、御理解をお願いいたします。

次に、建設関連業務の入札に係る予定価格を事後公表としたことについてであります。

議員御指摘のとおり、平成30年度までは予定価格を非公表としておりましたが、建設関連業務に限り予定価格を事後公表としても、落札額が高どまりになるといった市の財政に不利益になる恐れはないという判断としたことや、より透明性・公平性を高めることを目的とし、今年度より平川市発注事務取扱要綱を制定し、事後公表としております。

また、予定価格の基礎となる設計額の積算についてであります。工事等を発注する課に技術職員が配置されている場合は発注課の担当者が、配置されていない場合は施設建築課の職員が行なっておりますが、市の技術職員では対応ができなかったり、より専門的な知識を必要とする案件については外部委託とし、その設計図書を参考に担当職員が行なっております。

○議長

○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

私からは、市が行う入札会の種類や流れ、令和元年6月4日執行の平委第11号平川市内小学校冷房設備設置工事(A工区)設計監理業務及び同日執行の平委第13号平川市内中学校冷房設備設置工事設計監理業務について御説明いたします。

市では現在、主なものとして3種類の入札形態で入札を行っております。

まず一つ目は、入札参加資格や地域要件などの条件を定めて行う条件付き一般競争入札。二つ目は、先に入札を執行して候補者を選定しその後に審査をし落札者を決定する事後審査型条件付き一般競争入札。三つ目として、入札参加資格者名簿から業者を指名して行う指名競争入札であります。

また、この入札を執行するまでの流れについては、現在主として行われている郵便による事後審査型条件付き一般競争入札を例に申し上げますと、初めに発注元となる各課から仕様書や設計書が、入札担当課である管財課へ提出され、管財課は入札参加資格などの条件を付して公告します。

次に、入札に参加意欲のある業者は必要書類を管財課へ提出し、入札日までの間に積算を行います。入札参加者は、入札書類を入札日の前日までに市が指定する平賀郵便局へ郵送することになります。開札日当日は、事前に入札参加者の中から2者へ立ち会いを依頼し、開札

を行い落札候補者を決定します。落札候補者となった者は、入札参加資格審査書類を期日までに提出し、これらの書類について管財課の審査を受けます。その結果、落札者を決定した場合には1週間以内に契約の締結を行います。

発注から契約締結まで要する期間としましては、毎月行っている入札で申し上げますと45日程度となります。ただし、予定価格の金額により議会の議決が必要な場合はこの限りではございません。

次に、令和元年6月4日執行の平委第11号平川市内小学校冷房設備設置工事（A工区）設計監理業務について、落札価格は市が定めた最低制限価格と同額となり得るのかという御質問ですが、今回の業務委託内容の案件につきましては、ほぼ人件費によるところが多く、設計額積算時に使用される標準単価を用いて積み上げていくことにより、工事関係等他の設計よりも容易に予定価格相当額を想定することができるのではないかと推察されます。

市の最低制限価格の割合はホームページ等で公表しており、予定価格積算根拠がおおむね合致しているとすれば同額となり得るものと認識しております。

最後に、平委第13号平川市内中学校冷房設備設置工事設計監理業務について、無効とのみ記載していたことについてお答えします。

これにつきましては、市が定める平川市郵便入札実施要領に基づき入札会を執行したものでありますが、開封後入札書の記載内容に誤りがあったため、入札書自体が無効となったことから、金額の記載についても入開札一覧表へは記載しなかったものでございます。

○議長  
○16番  
（齋藤律子議員）

齋藤律子議員。

今答弁では、何も問題がなかったと。こういうことになるわけですが、それではどれからいけばいいか。入札では、予定価格がキャビネットにちゃんと施錠ささっているんで、外部に漏れることはない。このような市長の答弁でありました。

すると、この予定価格は誰が知っているんですか。何人知っているんですか。お答えください。

○議長  
○総務部長  
（齋藤久世志）

総務部長。

予定価格については、設計額と同一ということでございますので原課と管財課、それから決裁をいただく際に市長にお願いしていることとなりますので、市長ということでこの3者ということになります。

○議長  
○16番  
（齋藤律子議員）

齋藤律子議員。

それでは予定価格を知っているのは、市長と執行責任者総務部長だということですね。

（「副市長」と呼ぶ者あり）

○16番  
（齋藤律子議員）

もう一度、誰と誰が知っているのか。

- 議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長、お願いいたします。

まずは、発注依頼を出す原課が、設計額については積算して管財課のほうに提出されますので、担当課が知ってございます。誰ということはちょっと私、直接誰が知っているかまではその案件によって違うと思いますので、一律な答弁はできないと思うのですけれども。

まずは、担当課であるところの部局から管財課に提出されますので、少なくとも私総務部長は執行者ではありますがけれども、その金額については私は知り得てはいないです。管財課に提出され、それで予定価格の金額を決裁もらう際に市長まで決裁いただきますので市長ということで、3者と答えさせていただきました。

- 議長  
○16番  
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

これだと3者になる。担当課というと全体を指します。担当課の誰かここに関わっている人が、複数知っている可能性があるということ。管財課に来ると、これに関わっている人が知っているということになります。それと市長。

そういうことであれば、いろいろと今まで入札の不正事件が起きたところのことを、誰かがそれを知り得て外部に漏えいすることができるような体制ではないですか。

鍵をかけるのは誰なのか、それはあれですが、そういうお答えでなくて責任を持った人がきちんとやるということで。担当課は知っていることは、担当課全体を指すことじゃないですか。そういうことになります。

- 議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

私、事業課の経験がないもので何とも言いがたいのですが、実務を担当している建設部長に、ちょっと私のかわりに担当課の状況を答弁していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「それは市長が決めることです」と呼ぶ者あり)

- 議長  
○建設部長  
(原田 茂)

建設部長。

設計書作成から管財課へ発注依頼を出すまでの作業の順番と申しますか、流れを申しますと、当然担当者が測量設計の報告書等を見ながら設計積み上げを行います。それを同じ係の中で別の人が間違いなにか審査をします。その後、その係の係長、課長補佐、課長、そして私部長まで決裁が回ってきます。そういう意味の担当課です。これは建設課、施設建築課、上下水道課も同じですけどもそういう形で部長まで決裁おりましたものを、発注依頼として管財課へ設計書ではなくて文書として回すことになります。

- 議長  
○総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

済みません。ちょっと答弁漏れでございました。

設計金額については今、建設部長が申しましたとおり、原課では課長、課長補佐、担当係長、設計担当者、それから管財課では入札担当

○議長  
○16番  
(齋藤律子議員)

の課長、課長補佐、入札契約担当者ということでございます。

齋藤律子議員。

それでは担当課で関係している方は、知り得るものだという事ですね。しかし、市長が述べたように職員としてちゃんと規律を守っているんだということで、捉えていいわけですか。

そういう中でも、全国で入札不正事件が起きてその再発防止策についていろいろ書いています。今までごつくばらんなようなそんな感じで、何かきりりとしたものがないというふうにかう平川市思うんですが、情報セキュリティの強化やその決裁ルートの短縮等、いろいろ再発防止にやっているとあります。最低制限価格、計算方法の見直しとか、これは不正事件が起きたところの状況です。実態を捉えて起きないようにするための施策、これを見ると今簡単に読み上げましたけれども、やはり納得がいかないものもあります。

そういうことで、時間もこのままいけば平行線をたどってこのままで終わるわけですけども。とにかく予定価格を、まず工事の積算、これ外部委託もするという事ですね。委託もしているということですね、先ほどの答弁では。すると、外部委託をまず受注したところが予定価格もわかる、大体わかるものではないですか。それはどうなのですか。

○議長  
○建設部長  
(原田 茂)

建設部長。

外部委託した場合の設計の積み上げのことでありますけれども、その上がってきた設計報告書、これを職員がまた単価表あるいは歩掛表、それらをチェックしてまた修正かけますので、全く同じ金額となることはございません。

○議長  
○16番  
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

平川市では、聞き取りのときに最低制限価格は予定価格の65%ということを知っています。ここで私がしゃべった手前、これもどうなるのかわかりませんが、予定価格の65%ということでそれはあり得るといふようなことであります。

すると、こういう工事の積算をして外部発注をした場合、外部に委託をしてやった場合、一応こちらに来たときにまたいろいろとやり直しとか見直しするという事ですよ。今の答弁だと。

しかし、このどんぴしゃとなった、ぴたり賞です。こういう場合が本当にあり得るのか。よくそういうクイズでもあるし、いろいろこの重さを当てましようとかあります。テレビでも。なかなかそう簡単には当たるものではないと思っています。

そういうことからして、そういう作業を経てやっている中で、65%予定価格の積算すれば一発で最低制限価格が出てくるわけですから、それに対してどういふ見解をお持ちですか。

○議長

総務部長。



○総務部長  
(齋藤久世志)

先ほども申し上げましたとおり、この積算の根拠となっているのは主には人件費でございます。その人件費も、国が標準単価として示してございますので、あとは掛け算の世界でこういった率を使っているのかというのは、多分業者のスキルの問題なのかと思っておりましたので、私どもはそこまでは知り得ることはありませんけれども、それ相当のスキルがあればこういったこともあり得るのかということで認識してございます。

○議長  
○建設部長  
(原田 茂)

建設部長。

今の答弁にちょっと補足いたします。

今問題になっているこの監理業務については、一般の工事とは違って、私の記憶の範囲では、今人件費のみというお答えありました。公表している特記仕様書、この内訳書を見ていただければわかると思いますけれども、たしか技術士でしたか技師でしたか、何人というそれ1行だと思っておりました。内訳とすれば。それプラス諸経費。2行しかないわけなので2種類です。人件費の何人というその数量は特記仕様書で公表します。単価については三省合同の単価、要するに国が示している単価は市販されている書物で確認でき、誰でも知り得る単価であります。その人数、人夫の数量がわかりさえすればおのずと直接経費の額はもうそこにぴったり合うと。プラス諸経費についても、これについては一般に市販されている諸経费率費用と全く同じです。

要するに、工事であればいろんな工種があつて、材料があつて、積み上げるものあるいは見積もりをもらうものが多数あるので、今みたいなぴったり合うというのは、まず数とすれば非常に少ないと思うのですが、今回の監理業務については、そういう特記仕様書で公表している内訳、これがその人夫の人数とプラス諸経費、これだけでありますので、弘前市も同じであるとは推測されます。この監理業務については、同額となるのが可能性としてはあるだろうということだと思えます。

○議長  
○16番  
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

平川市最低制限価格制度実施要領平成20年3月28日告示第41号。これには趣旨、定義、対象となる競争入札、建設工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格の設定第4条、こういうのがあります。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額、(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額、(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額、(4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額。こういうふうに最低制限価格の設定に対しても、こういう実施要領があるわけです。

今いろいろと言われましたが、このままだと次の質問ができなくなりますので、一応はここで打ち切りますが、この後も平川市のこの入札に対して疑義を持たれたり、それから市民を失落させるようなこと

がないように、大型事業が続く中で、最善努力を尽くしてやっていただきたいと願うばかりです。なんかほっとしたような様子ですが、次に移らせていただきます。

3番目の質問に移ります。3番目の質問は、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

介護保険制度は2000年に始まり、再来年第8期を迎えることになっています。来年の制度改定に向け、給付と負担についての審議が社会保障審議会介護保険部会と同審議会介護給付費分科会で始まっているということです。

ふえ続ける利用者、財源が追いつかないのは目に見えています。第8期も要介護1・2の生活援助の介護給付外しを狙っているという新聞報道です。その一方で、自治体に対して保険者としての費用抑制が一段と強化される見込みだということです。

現在の第7期の制度改正で盛り込まれたのが保険者機能強化推進交付金、別名インセンティブ交付金。高齢者の自立支援、重度化予防等に取り組み成果を上げた自治体に通信簿をつけ、交付金を渡す仕組みとなっています。平川市も取り組みが評価され、交付金を受けています。

介護の社会化を掲げて始まった介護保険制度を、今や家族の責任に変質させようとしています。40歳以上の国民から、20年間にわたり介護保険料を徴収している国に対し、怒りを覚える次第です。

前置きが長くなりましたが、介護保険制度では今回真正面から取り組まれてこなかった認知症ケア、介護保険制度の欠陥と感じています。今回は介護保険制度の中で、認知症に焦点を当て質問をいたします。

1点目として、認知症の正しい現状把握についてお尋ねをします。

認知症は、初期の段階から早期に専門職によるケアにつながることにより、症状の進行をおくらせ在宅で人間らしく生活の継続が図られるものと思っています。特に、ひとり暮らしの世帯においては初期の認知症の把握は難しく、同居家族がいる場合でも家族が認知症であることに気がついていない場合や、症状が進んでからの受診になりがちではないかと思っています。また、家族が認知症であることを周囲に伏せている場合が多いことも現状ではないかと思っています。

2025年、65歳以上の高齢者が5人に1人が認知症になるのではという時代が目前に迫っています。身近なところで、住民が集まるさまざまなイベントの機会をとらえ、認知症に関するチェックリストを実施するなど、それぞれ一人一人が認知症に対し学習し、意識を高める仕組みを市として整備することが必要ではないかと考えています。

平川市として認知症の方々の現状を把握する取り組みについて、どのようにこれから進めようとしているのかお尋ねをいたします。市

長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、在宅介護に対する質と量の確保についてお尋ねをいたします。

在宅介護を継続していくためには、適切な介護保険サービスの活用が重要であり、ケアプランについては認知症等の進行状況により、対象者の生活実態を把握した上で、本人の希望を尊重し、人権に配慮した対応が必要ではないでしょうか。他方、近年介護人材の不足による訪問介護等の事業所やヘルパーが減少傾向にあり、今後、介護保険サービスだけでは、在宅生活の継続を図ることの困難なケースが増加するものと考えられます。

特に、認知症は面談のときなどすら答え、要介護度が低く見られがちです。このような状況の中、介護保険サービスだけでなく地域の住民の力も活用した支援体制を、市としても確立することが必要ではないかと思っております。

このことは政府がやるべきサービスを、住民が肩がわりするというものではありません。必要なサービスの質と量の確保について、平川市としてはどのように考えているかお知らせください。答弁をお願いいたします。

3点目についてお尋ねをいたします。認知症を正しく理解するための啓発活動や運動について、お尋ねをいたします。

認知症の方々について見て見ぬふりをする、接触を避けるなど、いまだ地域には認知症に対する差別と偏見が残っているように感じています。認知症の方が、みずからの希望で在宅生活を継続していくためには、地域住民の何げない支援が非常に重要であることから、認知症の正しい理解と関わり方について市は広く啓発活動を行い、市民が学習する機会をふやしていただきたいと思っております。

市民としてできる支援につながっていくよう、運動を行っていくべきと考えますが、平川市としてはどのように考えているのかお尋ねいたします。市長、以上につき答弁をお願いいたします。

市長。

議員御質問の介護保険制度についての御質問3点についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、認知症の初期の方々をなるべく早く医療や介護などの専門職へつなぐことが、在宅生活継続を図る上で重要な要素となるものと考えております。

このことを受け、市では認知症の方々を早期に把握するための取り組みとして、御親族や地域の方々からの情報提供のほか、社会福祉法人が運営している五つの在宅介護支援センターに、平川市包括支援センターの総合相談業務を補完する窓口業務を委託するとともに、独居世帯や高齢者世帯を訪問し、生活の状況等をお伺いする高齢者実態把

- 議長
- 市長  
(長尾忠行)

握調査を実施しております。

今年度より、この調査に簡易的な高齢者の物忘れに関する質問を10項目追加し、該当項目が多い方については医療機関の受診や介護サービスの利用勧奨、そして定期的な訪問等を行っています。

また、議員御質問の自分自身で認知症のチェックができる仕組みにつきましても、市が設置を進めている通いの場などの地域住民が集う場にて、チェックリストなど手軽にできるツールの導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、在宅介護に対する質と量の確保についてであります。

厚生労働省の試算では、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年において、全国の介護人材は需要253万人に対し供給が215万人と、約38万人の不足が生じる見込みとなっており、その後も介護人材不足は進行する傾向であると思われまます。

その一方で、地域的に見ると訪問介護事業所数も減少傾向にあり、今後は、介護サービスのみでは在宅介護の継続を図る質と量を確保することは困難になることが危惧されます。

このことから、議員御指摘のとおり今後は、地域の総力をもって高齢者を支えていく体制を構築していくことが求められていくものと考えております。市では、在宅医療と介護の従事者の連携、ケアマネジメントを行う介護支援専門員の資質の向上を図っていくとともに、地域住民の支え合いの体制整備を推進してまいります。その一環として、通いの場などの地域住民が定期的に集う場は、地域の支え合いの基盤としての効果が見込まれるものと捉え、市として今後も設置を推進してまいりたいと考えております。

最後に、認知症を正しく理解するための啓発活動や運動についての御質問にお答えいたします。

認知症の人が、住みなれた地域で長く在宅生活を継続していくためには、地域住民の理解と支援が欠かすことができない重要なものであると感じております。

市では、平成22年度より地域の団体、企業、小・中学校等を対象に認知症サポーター養成講座を実施しており、令和元年11月末日現在で3,000人以上がこの講座を修了し、あかしであるオレンジリングの交付を受けています。

このサポーター養成講座では、認知症は脳の海馬の細胞が障害されることにより起こる病気であること、早期の治療や正しい対応により進行をおくらせることができることなど、認知症の基本的知識を身につける内容となっております。また、認知症は誰でもなる可能性があり、もし自分が認知症になったとき、どのような地域であってほしいかを念頭に考えてもらい、サポーターになってからは、できる範囲で支援を行なっていただくようお願いしているところであります。

- 議長
- 16番  
(齋藤律子議員)

今後も積極的にこの養成講座を実施し、認知症になっても安心して地域で暮らしていくことができるよう、まずは市民の理解を促進し、支援につながるような運動となるよう進めていきたいと考えております。

齋藤律子議員。

私のこの質問の原稿も、ちょっと不備があつてうまく伝わらなかったと思いますが、市長の答弁を聞いてこの認知症に対する認識が少し食い違っているのかとこう思っています。

まず、この質と量の問題です。これをどう確保するかということですが、認知症は介護保険では真正面から取り組んでこなかった問題でもあります。

実際週2回、月に8回のヘルパー、生活支援が入っていますがこれでは全然足りません。介護度1に認定されれば、とてもたくさんヘルパーを派遣してもらうことができません。介護保険制度はお金が決まっています。介護度によってサービスの。そして、提供するサービスの量も決まっています。

そういうことから、この週に2回を週10回にしなければいけない。そういう事例に遭遇しています。一週間に2回であった月8回が、1週間に10回になって月に40回。これ介護度1では、やっぱり全額払わなければとても利用できないサービス。それでも一人で暮らしたい。この人権を尊重したらそうなるわけで、これはお金が払える人の問題です。払えない人はじゃあどうなるか。これがちょっと介護保険制度に、欠けたところではないかと思えます。

それからもう一つ。今後この問題をやる場合にいろいろな認知症サポーターや通いの場をふやして、国がお金を徴収しながら市民にやらせる、肩がわりさせる。これだけはやめてほしいと思っています。

この認知症を病気とみるか、今この見方が違っています。市長は、病気であるところと言いました。しかし、今の理論では認知症は老化、脳細胞の機能が弱まること、記憶の衰え、その場所・時間がよくわからなくなったり判断能力が弱まったりする。これが認知症で、65歳未満の若年者もなることはありますが、20代30代はほとんどがない。つまり、高齢に伴う心身の変化といえる、老衰の結果だといえる。簡単に言えばこういうことになっておりますが、誰もがなる可能性がある。しかし、その予防策やそれを治す薬はなく、その認知症の当事者になる可能性があるということです。

病気とみなして、医療に関わる医療モデルでこれからも介護していくのか。それとも日々の暮らしに着目して、その生活に寄り添う生活モデル。一人の普通の人間であることを確認する基本的な人権の確立をうたう。これが今後の認知症の対応ではないかということをおっしゃっている学者もいるわけです。

そういうことから、病気と考えた場合にはとても対応できるものではない。それぞれみんなそれぞれに違うんです。質も違うし介護の量も違う。

そういうことから、もう一回これを見直して取り上げていかないと大変だ。市民がその足りない不足分を肩がわりさせられる、これは国の思うつぼだと思います。でもそれは40歳以上から保険料取られているわけですから、こういう介護保険制度、介護の社会化をうたって発足した介護保険制度、今後とも市といろいろ議論しながら頑張ってもらいたいと思います。以上、終わります。

○議長

16番、齋藤律子議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。会期日程のとおり12日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は13日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時07分 散会

